

令和3年度

自己点検評価書

令和3(2021)年

名古屋造形大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	9
基準 3. 教育課程	27
基準 4. 教員・職員	33
基準 5. 経営・管理と財務	43
基準 6. 内部質保証	52
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価…最大 3 つまで (評価の基準外)	56
基準 A. 地域社会との連携の推進	56
基準 B. 国際性	58
基準 C. 他の教育関係機関との連携 (高大・幼大連携事業)	61

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

名古屋造形大学は、昭和 42(1967)年に学校法人同朋学園が開設した名古屋造形芸術短期大学を前身として、平成 2(1990)年に開学した四年制大学である。

本学は、「弟子一人も持たずそうろう」(『歎異抄』第六章)と言って、同信の人々を「御同朋・御同行(おんどうぼう・おんどうぎょう)」として敬された親鸞聖人の説かれた「同朋(どうぼう)精神」を建学の精神としている。親鸞聖人の仏教理解である同朋精神の実践の歴史的背景には、聖徳太子の「和敬(わきょう)」の精神がある。この「和敬」の世界が、親鸞聖人の同朋精神の実践であるから、この建学の精神を、「同朋和敬(どうぼうわきょう)」と表現する場合もある。「同朋精神」とは、人知を超えた偉大なはたらき(仏)によって「いのち」を与えられ生かされている我々が、同じ「いのち」を生きるがゆえに互いの「いのち」を敬い生きることである。それは、他も自と同じ「いのち」を生きていることを自覚することであり、他の生もすなわち我が生であるという認識に立脚して、「共なるいのち」を生きることである。従って、本学では、建学の精神である「同朋精神」を「共なるいのち」を生きることと換言して、教育現場での浸透を図っている。

研究・制作による造形真理の探究は、人間存在に対する認識の深まりなくして、すなわち自己を超え、自己と共にある他者の喜び、悲しみ、痛みへの眼差しなくしてありえない。本学は、造形力を磨き高めることで、自己実現に繋がるだけでなく、他者を慈しみ共に生きていく力という意味での、真の「人間力」を醸成することを使命・目的とする。

専門分野においては、本学はこれまで、造形に関する学術の中心として広く知識を授け、深くその技能・理論及び応用を教授・研究し、それによって豊かな創造性をそなえた有為な人を育成することを使命とし、人類文化及び社会の福祉に貢献することを目的としてきた。今後もその考え方を生かしながら、未知の表現に取り組み続ける。

一方、個と他の関係性が広い意味で強く求められている現代社会では、分野を横断した広い視野を持ち、積極的に社会へ提案できる人、自発性を持って人と人、人と社会を結びつける力を持った人が求められている。本学は、専門分野の探求とともにこの要件に取り組み、「次代を切り拓くクリエイターの育成」を教育目的としている。

大学の個性・特色等

(1) 地域と共にある大学

昭和 42(1967)年の名古屋造形芸術短期大学開学時より、本学は、地域貢献を基本姿勢のひとつとして、地域社会と共に、造形教育・研究活動を進めている。図書館施設の市民開放、美術館やギャラリーのみならず、地域の生活の場でも展開する展覧会活動、病院とアーティストやデザイナーとの協働による「やすらぎのある医療環境」の創出、地域の活性化を目的としたショートアニメーション制作、近隣自治体が運営するメディア体験施設への企画参画、町おこしに繋がるグッズ企画や町歩きツアーなど、多数行ってきた。

本学は令和 4(2022)年 3 月までに名古屋市中心部へ移転することを計画しているが、これを機に平成 30(2018)年度からは、「都市美」をコンセプトワードに置いている。大学と地域との関係のあるべき姿を追求していく方向性は、さらに強くしていく。

(2) 多様性を受け入れていく大学

「共なるいのち」を生きることは、様々な個人の資質、多様な価値観を受け入れていくことでもある。本学では、安定、平穩に恵まれたユートピアであることよりも、生きているこの時代を吸収して、社会に強く打ち出せる多様性に満ちたキャンパスの実現を目指している。

大学にとって、多くのものと混じり合う多様性は、創造の源としても大きな力になっていくものと確信している。

(3) 新しい「カタ・チ」を造る大学

名古屋造形大学の名称中、最も本学のビジョンを強く示す言葉は、「造形」である。

「造形」は端的に形を造ることである。この形という字は、「𠄎(けい)」と「彡(さん)」か

ら成り立っている。「𠄎」はもともと、鋳型の外枠を締めた形を表す「井」であり、範型を意味する。「彡」は毛並みのそろった形を表す象形文字で、刷毛目の跡、または、髪飾りに由来する。美しく整え飾るという意味であり、彡を持つ字には、形の他、彩、彫、影、彰、彬などがある。

本学では、カタチを、「カタ」に「チ」(知、智、血、命)を吹きこむことであると捉え、そこに、① 本来あるべき形を提案すること、② カタに「いのち」を入れること、③ 社会的な課題の解決の形を見つけること、④ 伝統に新しい「知」を吹き込むこと、といった意味を込めている。図 I-1 のように、本学のロゴタイプでは彡(さんづくり)を強調し、本学が新しい「カタ・チ」を造る大学であることを象徴的に示している。



図 I-1 本学ロゴタイプ

(4) これまでにない領域編成による大学

本学は、平成 20(2008)年度より造形学科ひとつとし、学際的な教育・研究を目指してきた。すでに芸術の各分野がお互いに浸食し合い、混じり合い、そして、常に変化し続けている状況の中で、大学は知に裏付けられた創造行為の場として、アート、デザイン、サブカルチャー、そしてサイエンスが積極的に触発し合い新たな知や創造を生み出し、豊かな森を形成するように展開していくことが理想である。

令和 2(2020)年度より本学は、これまでの種類で分ける 9 つのコースを、理念で分ける 5 つの領域編成に変えて再スタートした。この 5 領域はこれまでの芸術大学にないものであり、理念に沿って分野を越えた教育・研究を行うことで、新しい人間形成につながるものと確信している。

(5) 新しいことに挑戦する大学

新しいことを他者に先駆けて実施するには多くの困難を伴うが、本学は、伝統に根ざした確かな技術・思想を守りながら、新しいことにも果敢に挑戦していく大学を目指している。これまでには、VR、ARなどの技術による新しい体験映像の開発、地域におけるアーティスト・イン・レジデンスの企画・運営、新人マンガ家を世に送り出すためのインキュベーション・オフィスの開設などを手がけてきたが、これからも芸術大学として取り組むべきテーマに挑んでいく。

(6) 生涯学習に積極的な大学

本学教員はもちろんのこと、顕著な活躍をする本学の卒業生、客員教授、本学と縁のあるアーティスト・デザイナー・文化人を招き、毎年公開講座を開いている。平成27年に開講した「名古屋造形大学東別院サテライトカレッジ」は平成29(2017)年より「名古屋造形カレッジ」と改称、平成30(2018)年度からは3期に分け、第1期、第3期では日本画講座、洋画講座、木彫講座、陶芸講座、第2期は日本画講座、洋画講座、陶芸講座を開講した。小牧市にあるメナード美術館との共催プログラムは引き続き年4回開講している。2020年から2021年度の講座は、新型コロナウイルス感染症の蔓延によりすべて中止した。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

学校法人同朋学園は、文政9(1826)年に、現在の真宗大谷派名古屋別院がある名古屋東本願寺掛所内に開設された仏教図書館「閑蔵長屋」を嚆矢とするが、直接には、大正10(1921)年に、「宗門有用の人材を養成」する「真宗専門学校」として開学した。この真宗専門学校は、昭和25(1950)年に、学校教育法による新制大学として、大学に昇格、「東海同朋学園」と称したが、その後、大学名を「同朋大学」と改めている。現在、学校法人同朋学園には、この同朋大学の他、本学、名古屋音楽大学、同朋高等学校、同朋幼稚園が設置されている。

学校法人同朋学園は、現代社会の精神文化高揚のために、芸術的な感性と技術を具えた人材の育成が急務であると考え、宗教心豊かな情操教育の一環として、名古屋市の稲葉地の地に、名古屋音楽短期大学を開設したのに続いて、昭和42(1967)年、本学の前身となる名古屋造形芸術短期大学を開設した。その後、名古屋造形芸術短期大学は、昭和60(1985)年に、名古屋キャンパスから現在の小牧キャンパスに移転する。本学は、その小牧キャンパスで、平成2(1990)年に、さらなる造形教育の多様化と造形研究の深化を目指して開学した。本学そのものは、31年の若い大学であるが、「造短」で親しまれた名古屋造形芸術短期大学の長い歴史を受け継ぐものである。造短の卒業生は、東海地域をはじめ、全国で、アーティスト、デザイナーとして活躍している。本学は、開学以来、名古屋造形芸術大学として、地域と時代との要請に応じてきたが、平成20(2008)年4月の改組にともなって、「名古屋造形大学」と改称した。そして、平成29(2017)年度には、短期大学開設から50周年を迎えることとなった。この数年では、小牧市での30年以上の運営を経て名古屋

名古屋造形大学

市中心部へのキャンパス移転を模索してきた。そして、平成 31 (2019) 年度に、北区名城二丁目の土地を取得するに至った。令和 2 (2020) 年 5 月より新キャンパスの新築工事の着工に入り令和 4 (2022) 年 1 月 31 日に引渡しが行われ、4 月 1 日から移転開学となる。

2. 本学の現況

<p>昭和 42(1967)年 3 月 「名古屋造形芸術短期大学」設置認可</p> <p>昭和 42(1967)年 4 月 「名古屋造形芸術短期大学」開学(造形芸術科)</p> <p>平成元(1989)年 12 月 「名古屋造形芸術大学」設置認可</p> <p>平成 2(1990)年 4 月 「名古屋造形芸術大学」開学(造形芸術学部) 入学定員 100 名</p> <p>平成 12(2000)年 4 月 名古屋造形芸術大学、入学定員を 180 人に変更し、従来の 2 学科 5 類編成を 2 学科 7 コース編成に改編</p> <p>平成 14(2002)年 12 月 「名古屋造形芸術大学大学院」設置認可</p> <p>平成 15(2003)年 4 月 「名古屋造形芸術大学大学院」開設(造形芸術研究科)、入学定員 10 人 名古屋造形芸術大学、入学定員を 200 人に変更 名古屋造形芸術短期大学を「名古屋造形芸術大学短期大学部」に校名変更</p> <p>平成 18(2006)年 4 月 名古屋造形芸術大学、入学定員を 260 人に変更し、2 学科 7 コース編成を、2 学科 9 コース編成に改編</p>	<p>平成 20(2008)年 4 月 名古屋造形芸術大学短期大学部の学生募集を停止</p> <p>平成 20(2008)年 4 月 名古屋造形芸術大学を「名古屋造形大学」に校名変更し、造形芸術学部もそれに伴い「造形学部」に変更、2 学科(美術学科・デザイン学科)9 コース編成を 1 学科(造形学科)17 コース・クラス編成に改編</p> <p>平成 21(2009)年 4 月 名古屋造形大学、1 学科(造形学科)16 コース・クラス編成に改編</p> <p>平成 22(2010)年 4 月 名古屋造形大学、1 学科(造形学科)15 コース編成に改編</p> <p>平成 23(2011)年 4 月 名古屋造形大学、1 学科(造形学科)14 コース編成に改編</p> <p>平成 26(2014)年 4 月 名古屋造形大学、1 学科(造形学科)12 コース編成に改編</p> <p>平成 29 (2017) 年 4 月 名古屋造形大学、1 学科 (造形学科) 9 コースに改編</p> <p>平成 30 (2018) 年 4 月 名古屋造形大学、1 学科 (造形学科) 9 コースの名称を一部改編 入学定員を 240 人に変更</p> <p>令和 2 (2020) 年 4 月 名古屋造形大学、1 学科 (造形学科) 9 コースから 5 領域制に改編</p>
--	--

名古屋造形大学

- ・大学名 名古屋造形大学
- ・所在地 愛知県小牧市大字大草字年上坂 6004

- ・学部の構成(令和元年度募集学部・学科及び領域)

学 部 名	学 科 名	領 域 名
造形学部	造形学科	美術表現領域 映像文学領域 地域社会圏領域 空間作法領域 情報表現領域

- ・大学院(平成28年度募集研究科及び専攻)

研究科名	専 攻 名	課 程
造形研究科	造形専攻	修士課程

- ・学生数、教職員、職員数（令和3年（2021）5月1日現在）

学生数＝造形学部 1,061名

造形研究科 29名 合計 1,090名

教員数＝本務教員 39名、助手 6名、兼務教員 170名

職員数＝本務職員 26名、兼務職員 8名

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学では、建学の精神である「同朋精神」を「共なるいのちを生きること」に置き換えて、教育現場でわかりやすく伝えるようにしている。

また、「造形真理の探究は、自己を超え、自己と共にある他者の喜び、悲しみ、痛みへの眼差しを持つことで深まる。本学は、造形力を磨き高めるとともに、他者を慈しみ共に生きていく真の『人間力』を醸成する」といった平易な表現で使命・目的を表わしている。

1-1-② 簡潔な文章化

前項の基本の文章及びこの後の芸術大学としての特色の明示、社会状況の変化への対応ともに簡潔にわかりやすく文章化できていると考える。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、『地域と共にある大学』、『多様性を受け入れる大学』、『新しい「カタ・チ」を造る大学』、『これまでにない領域編成による大学』、『新しいことに挑戦する大学』、『生涯学習に積極的な大学』という 6 項目を個性・特色としている。それを大学案内その他の広報で明示し、教育や各種の事業の中で実践するよう努めている。

1-1-④ 変化への対応

芸術の専門分野を探究する一方で、現代社会において個と他の関係性が広い意味で強く求められている状況を受け、本学では近年「分野を横断して積極的に社会へ提案できる人、自発性を持って人と人、人と社会を結びつける人を育成する」ことを組み合わせて、「次代を切り拓くクリエイターの育成」を教育目的としている。

こうした方向性をより促進していく上で、扱う種類によって分類していた 9 つのコース編成を令和 2（2020 年度）から理念によって分ける 5 つの領域制に移行した。この理念を基に令和 4（2022 年度）に名城公園キャンパスへ移転する。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

言葉としての表現はさらに簡潔で伝わりやすいものになるよう、続けて吟味していく。内容としては、大学の理念が「社会に対して開き、社会の活動に参加する」方向にこれまで以上に向いていくと考えられるので、それに合わせて検討する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学では、大学の使命・目的及び教育目的を学則第 1 条に規定しており、役員や教職員はその重要性を理解している。また、これらを改定する際は、関係の委員会や教授会を経て学長が承認し、その後学園の理事会で審議・承認されるので、役員や教職員の理解と支持を得たものといえる。

1-2-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的を広く周知するために、本学はそれを学内の学生には**学生必携**に掲載し、また、学外へは大学案内や大学の Web サイトに掲載している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

中長期計画の基本的な方針や目標を、大学の使命・目的及び教育目的をもとに策定している。平成 27（2015）年 11 月 20 日に 5 年間の中期計画を策定し、2019 年度で 5 年間の計画が終了した。令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間の中期計画については、令和元（2019）年 3 月 13 日に策定した。

現時点は、小牧キャンパスから名城公園キャンパスへ移転する大規模な計画を進めている。

各項目において事業計画を立てたが、状況は刻々と変化していくが随時計画を軌道修正しながら教育目的を中長期的な計画に反映していく。

主な項目は次のとおりである。

I 名古屋造形大学の教育研究等の質の向上に関する計画

1 教育に関する計画

(1) 教育内容及び教育の成果に関する計画

(2) 教育の実施体制に関する目標

- (3) 学生への支援に関する目標
- (4) 定員充足及び入学者の確保に関する計画
- 2 研究に関する計画
 - (1) 研究水準及び研究の成果等公表の計画
 - (2) 研究実施体制等に関する目標
- 3 社会との連携や社会貢献の計画
- 4 その他の計画
 - (1) 教育組織の改革に関する計画
 - (2) グローバル化
 - (3) 自己点検評価及び外部評価に関する計画
 - (4) 情報の提供及び公開に関する計画
 - (5) 学生の安全確保と危機防止、法令順守などコンプライアンスに関する計画
- II 組織運営及び人事に関する計画
 - 1 組織運営の改善に関する計画
 - 2 人事に関する計画
- III 施設整備に関する計画
 - 1 施設・設備の整備・活用等に関する計画
- IV 財務内容の改善に関する計画
 - 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する計画
 - 2 経費の抑制に関する計画

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

三つのポリシーの考え方からカリキュラム編成も実施してきており、令和2（2020）年度入学生から、それまでの9つのコースを5つの領域に変え、新しいカリキュラムをスタートしている。また、令和4（2022）年度4月には名古屋市中心部に移転し、これらの変化にあわせながら、本学の特色を活かした教育・研究の充実を図っており、魅力ある大学を大学の使命・目的及び教育目的を反映している。

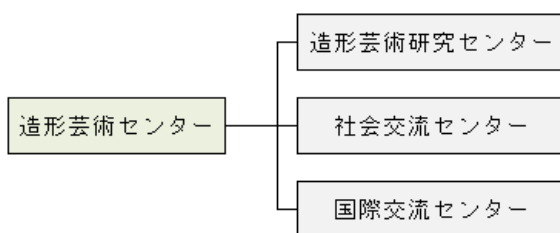
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は教育組織として現在1学部1学科で運営しているので、大学の使命・目的及び教育目的はその中で統一された内容で認知されるような体制である。

大学の使命・目的及び教育目的を達成するための研究機能として、造形芸術センター（造形芸術研究センター、社会交流センター、国際交流センターの3センターからなる）を設けている。それは、総合的に関連して機能している。

【図表 1-2-1】

造形芸術センター



(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学は、中期計画は5年、長期計画は10年で見直しているが、各段階の社会状況の変化にあわせて、大学の使命・目的及び教育目的の内容、三つのポリシーの内容を検討し、造形芸術センターの機能などを調整していく。

【基準1の自己評価】

大学の使命・目的及び教育目的を分かりやすい言葉で示し、学内外に公表することや、造形芸術センターを設けての対応、三つのポリシーを含めた時期ごとの見直しは、これまでできてきたと考える。今後、都心部への移転を果たして社会との関わりをより深めていく中で、大学としての考え方をさらに突きつめていく。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の教育と研究は、「大学の使命・目的」に示したとおり、「真の『人間力』」を醸成することを目指している。

その方針に基づき、アドミッションポリシーを明示し、本学ホームページ、入学試験要項等にて広く周知している。

アドミッションポリシー

【学部】

名古屋造形大学では「多様な個性を認め合い、自らの知性と感性を磨く、創造力豊かな人材を育成します。また、異なる文化への深い理解力を有する人材を育てるとともに、地域の伝統や文化への共感を持ち、その発展に貢献できる人材を育成します」と方針を提示している。求

名古屋造形大学

求める人材像を以下の4点にまとめ、その内容に従って各選考試験を行っている。

1. 造形分野を専門的に学ぶ上での興味・関心・意欲を持つ人
2. 豊かな発想力と高度な造形力を身につけ、次の時代を切り拓く気概のある人
3. 自らの個性を伸ばし、他者の個性を尊重する人
4. 地域や社会の文化に積極的に貢献する意志のある人

【大学院】

名古屋造形大学大学院では、求める人材像を以下の3点にし、その内容に従って各選考試験を行っている。

1. 造形芸術分野に関心を持ち、自らの専門性を深めて研究や表現に活かしていく人
2. 創作・研究の発表活動を通して、文化、社会の創造的発展に寄与していける人
3. グローバルな視点を持ち、国際社会で積極的に自らの分野で表現していこうとする人

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

1. 令和3(2021)年度入学試験と選考基準

入学試験区分と選考基準は以下のとおり。

入試区分	タイプ別	科目・配点	選考基準・特色
総合型選抜・専願	ワークショップ プ/ レポート	総合評価	500 教員による技術指導を伴うワークショップや事前に課題を課すレポート型により、受験生の理解力や課題に取り組む姿勢等も含めた総合的な評価を行う。
総合型選抜・併願/ 学校推薦選抜・指定校	デッサン (本学・学外会場)	鉛筆デッサン 面接	400 100 描画力や構成力等の表現技術を重点的に評価し、入学後、高度な表現力を身に付けるために必要な基礎的技術力を有した人材を選考する。
	イメージ表現 (本学・学外会場)	イメージ描写 面接	400 100
	学科	選択科目 (国語・数学)(1科目選択) 面接	400 100 選択科目の中から1科目選択し判定する。学力の素地で今後の成長への期待を評価することで多角的な人材の受け入れを行っている。
一般選抜 (前期)	デッサン・ 共通プラスデ ッサン	デッサン 選択科目 (国語・英語・数学)又は、共通テ スト結果	400 100 実技試験と選択科目(学科含む)の両方を実施することで、実技に重点を置きながらも、学力や、デッサン・マンガ実作以外の実技の表現力・意欲の高さも併せ持つバランスの取れた人材を選考する。 学科試験はセンター試験の結果で出願することも可能(センタープラス)
	イメージ表現・ 共通プラスイ メージ表現	イメージ描写 選択科目 (国語・英語・数学)又は、共通テ スト結果	400 100
	学科	選択科目 (国語・英語・数学)(2科目選択)	500 選択科目の中から2科目選択し判定する。学力の素地で今後の成長への期待を評価することで多角的な人材の受け入れを行っている。
一般選抜 (後期)	デッサン	鉛筆デッサン	500 描画力や構成力等の表現技術を重点的に評価し、入学後、高度な表現力を身に付けるために必要な基礎的技術力を有した人材を選考する。
	イメージ表現	イメージ描写	500
	学科	選択科目 (国語・数学)(1科目選択)	500 選択科目の中から2科目選択し判定する。学力の素地で今後の成長への期待を評価することで多角的な人材の受け入れを行っている。
大学入学共通テ スト利用選抜	前期	センター試験結果 (2科目又は3科目)	200 又は300 センター試験の科目のみで判定し、学力の素地で今後の成長への期待を評価することで多角的な人材の受け入れの門戸としている。
	中期	センター試験結果 (2科目又は3科目)	200 又は300
	後期	センター試験結果	100
募集人員：推薦入試+A0入試(50%程度)、一般前期入試+学外入試(40%程度)、一般後期入試(10%程度)			

2. 入学者受入れ実施状況

本学の入学試験ごとの選考基準は、上記の図に示した通りである。

令和元（2019）年度入試より入学試験の改革を行い、受験生の「学力の3要素」について、多面的・総合的に評価する入試に転換し実施。内容について毎年見直しをおこなっている。

【総合型選抜・専願】

「ワークショップ」、「レポート」を実施。ワークショップ型の選抜では、授業形式、レポート型ではフィールドワーク形式で主体性、思考力、判断力、表現力を、総合的に評価している。

【総合型選抜・併願／学校推薦選抜・指定校以降の入学者選抜】

「デッサン」、「イメージ表現」、「学科」を3本柱とした試験を実施。デッサン型は、モチーフの形、質感などを正確に描写する試験。イメージ表現は、テーマから発想を膨らませ、自由に表現する、発想力を評価する試験。学科は、実技ではなく学力の素地を評価する試験として位置づけ、多面的、総合的に選抜試験を実施している。

毎年、入試委員会でアドミッションポリシーの確認、検討を行い、入試、広報活動を振り返り次年度に向けて改善点を話し合い、適正な受け入れを実施している。

その改善内容、当該年度の広報戦略について広報活動説明会を開催し、教職員が共通認識で活動する体制を構築している。

今年度の広報活動は、オンラインから対面とオンラインの併用へシフトして取組んだ。オープンキャンパスは密を避けた運営を行うため、午前、午後の来場者を完全に入替えとし、なるべく多くの受験生と分散して接触するように工夫しながら開催した。大学でどんな学びができるか、その先に何があるのかを分かりやすく伝えることを重点的に実施した。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

担当:外山入試広報センター長補佐、田畑入試広報センター課長

令和3（2021）年度入試においては、学部は240名の定員に対し、294名の入学者となり、充足率は123%となった。また、編入学での入学者は、2名となった。大学院は10名の定員に対して18名の入学となり、充足率は180%であった。

学生の適切な受け入れ数を確保するため、入試委員会で審議し、高校訪問、オープンキャンパス、ガイダンス参加、高校への講師派遣プログラム等の充実を図っている。昨年度に比べると、直接接し大学の魅力を伝える機会が増えている。

大学での4年間の学びを入学希望者に丁寧に伝え、安定的に入学定員を確保すべく広報活動を展開している。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

1. アドミッションポリシーの見直し

アドミッションポリシーの見直しを適宜行い大学の教育目的に沿って変更する。受験生に入学者選抜要項、大学のWebページ、オープンキャンパスなどで周知する。

2. アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

入学前までに判る個人情報（高校ランク・評定平均・出席率等）、OC・入試のアン

ケート及び入学後の情報を集計、分析する。その結果を踏まえ、退学者の少ない(ミスマッチの少ない) 募集活動方針を策定する。

3. アドミッション・ポリシーを伝える施策

大学の授業を出張講義として実施する「講師派遣プログラム」を数年前より広く展開している。このことで大学の高度な教育に触れてもらい、受け入れ方針に沿った学生を確保する取組みを強化しながら継続していく。この「講師派遣プログラム」は、毎年見直しを行いブラッシュアップしながら運用している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修及び授業支援について、大学全体の取り組みとして、各年度当初に学年別、コース・領域別に各教員及び学務担当職員による履修ガイダンスを行い、その他に学務部、図書・情報センター、キャリア支援センターに関するガイダンスを行っている。令和3年(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、ガイダンス等は、1年生と2年生については5つの領域を分けて二部制で実施、3・4年生についてはオンデマンドで行った。

コース・領域別では、日常の打ち合わせに加え、毎月コース・領域内での定例会議を設定し、課題進度や情報共有を行い、学生への効果的支援を進めている。各学生の学修状況、授業の内容や課題制作条件などについて、どのコースでも専任教員及び職員の間で定期的な情報共有の機会を持ち、さらに、専任と非常勤の教員間で連絡・調整を密にするなど、学生へ整合性のある適切な対応をおこなっている。

学生への課題では、時代をとらえた内容を設定し、専門業種や地域の産業に直結した実践的な取り組みになるよう心がけ、毎年度見直しながら進めている。必要な資料の制作を日常的に行い、今後のカリキュラムの見直しや授業用ツールの購入を計画的に行っている。

平成30(2018)年度よりとりいれた「出席管理システム」は、授業ごとに教員が承認番号を発行し、学生各自が自身のスマートフォンなどの端末により出席登録を行うものである。

これは令和元(2019)年度に導入したポータルサイトと連動し、実技系科目・講義系科目ともに、学生、教職員が即日に出席状況を確認できるようになった。

並行して、一定の欠席回数を超えた学生に対して、タイミングを見計らい、各コース・領域および事務部学務担当から、本人および保護者へ連絡し注意喚起を促している。

令和2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、学生への修学支援も様変わりした。授業はオンラインと対面のハイブリットで実施し、質問などはチャットで

対応し、学生との面談もオンラインで行った。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

■障害のある学生への配慮

毎年6月の教授会において、自己申告された各学生の情報に基づき、対象学生の情報の共有と「障害のある学生対応ガイドライン」の確認を行っている。また、平成28(2016)年に施行された「障害者差別改正法」の「合理的配慮の提供」に基づいて、障害の自己申告があった学生の「配慮申請書」を元に、現在個別に対応を行っている。

本学における障害のある学生は、主に聴覚障害、発達障害、精神疾患をもつ学生であるが、その障害の程度によって個別の対応を心がけている。

聴覚障害をもつ学生は、その程度が軽く健常者と同じであるが、筆談用の筆記具など常に各窓口に設置し配慮している。発達障害のある学生については、見守りのみ対応の学生、定期的に学生相談室・保護者との面談が必要な学生がおり、それぞれに適切な配慮を行っている。また、精神疾患をもつ学生については、体調悪化の場合すぐに休憩できるような場所の確保、授業時の座席の固定化、定期的な面談や保護者への連絡を行っている。

障害のある学生への配慮は、教員、研究室および事務部職員、学生相談室・SW、健康管室・看護師が必要に応じて情報交換を行い、協力・協働して対応に当たっている。

また、令和3(2021)年度は、コロナ禍により学生相談室の面談は主にオンラインで行っているが、コロナ禍の状況を見つつ、必要性が高い場合は対面での面談を行っている。さらに、精神疾患を持つ学生でオンラインでの受講が困難な場合は、担当教員と協議し、授業ごとの紙ベースの資料と課題を送付している。

■オフィスアワー

平成20(2008)年度よりオフィスアワーを全学的に実施している。全ての専任教員は週に1回以上、授業時間以外の時間帯でオフィスアワーを実施し学生の相談対応にあたっている。

学生達が気軽に相談・報告に来ることができるよう、平成26(2014)年春に空間・立体デザイン系では、研究室や研究室付き事務室をオープンなしつらえに改造し、令和2(2020)年度にコース制から領域制へ変更になることに合わせて、令和元(2019)年度に平面デザイン系研究室のレイアウト変更を行った。

オフィスアワーの詳細は令和元(2019)年度より開始した学生ポータルサイトにおいて全学生に告知している。令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症により、教員はオンライン学生の質問や相談に対応することが多くなっている。

■TA

TA制度は、「名古屋造形大学ティーチングアシスタント制度規程」に基づき、造形学部と大学院研究科が連携し運用している。学部の授業科目や教育活動についてTAの補助が必要な場合、領域を通して運営委員会にその旨が要請され、調整が行われる。TAが必要と認められた場合は、大学院研究科に造形学部教授会から要請がなされ、大学院研究科委

員会で人選が行われる。TA 制度を大学院生の教授体験の機会として活用している。

近年では、美術分野と建築分野において TA を活用する機会が多い。

■休学・退学の防止

学生に授業出席を促し留年・離学を防止することと、授業の3分の1を超える欠席を未然に防ぐことを目的として、平成26(2014)年度に「授業欠席が続く学生への連絡ガイドライン」を制定した。さらに、平成30(2018)年度よりとりいれた「出席管理システム」と、令和元(2019)年度に導入したポータルサイトの連動により、実技系科目・講義系科目ともに、学生、教職員が即日に出席状況を確認できるようになった。これを活用し、出席状況の悪い学生に関する情報を研究室と事務部が共有し、事務部から保護者へ連絡する対策をとっている。その間に学生相談室と連携を取りカウンセリングまたは三者面談へと結び付けている。個人情報に関しては細心の注意を払って実行している。

また、専攻分野への適性や動機づけなどで問題を抱える学生については、教職員間で情報を共有し、学生の様々な相談・問題に対し、その状況を見つつ学生のレベルに合わせ弾力性を持たせた課題設定や、授業の進捗や内容に対応できない学生が出ないように、授業内外でフォローするなど、積極的に対応している。さらに、学生が孤立しないよう、学生間のコミュニケーションを促進し、産学連携プロジェクトなどへの参加の呼びかけを行っている。

学修や体調について悩みを抱えている学生に対しては、教員・事務部学務担当・学生相談室との連携相談の上、病状など鑑み、止むを得ない場合には休学や、転コースなどのアドバイスも行い、本人が直ちに退学という結論に至らないよう心がけている。

退学を希望する学生には、学則第35条と、それに基づく「名古屋造形大学休学・退学・除籍・復学・再入学に関する規定」第6条により、担当教員は学生と面談を行い、事務部学務担当と協働し学生の意向を尊重しつつも、退学を回避できないか、その理由確認を行っている。

退学理由としては「進路変更」「経済的理由」などがあげられるが、「経済的理由」による退学請願者のためには「名古屋造形大学桃美会緊急修学支援金制度」、また平成30(2018)年度に制定し、さらに令和元(2019)年度により充実した内容に改定した「名古屋造形大学修学・緊急修学支援奨学金制度」や各種教育ローンの紹介、学納金延納などの助言を行っている。また、「進路変更」が理由となる場合は、関係者が相談し転コースなどの助言を行っている。

令和3(2021)年度も、コロナ禍により家計が急変した学生が多数あった。「経済的理由」で退学することがないように、コロナ関連の各種奨学金を紹介した。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

学部

専任教員、職員、非常勤教員間の情報共有をより密にしながら、授業内容や実施の仕方が社会や時代に即したものになっているかどうかを随時確認しあうようにする。また、学生が学修に関して気軽に相談でき、その学生ひとりひとりに日常的に寄り添って対応す

る環境、仕組みの改善に継続的に取り組む。具体的には、Teams のオンライン窓口を中心としたチャット投稿による対応についてはコロナ禍収束後も継続的な実施を検討していく。

大学院

本学では、大学院生は TA になる側なので、この項目は別として、その他は上記の学部での対応に準ずる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

社会的・職業的自立指導について、就職指導・相談・斡旋業務を主にキャリア支援センターが扱っている。教育課程内では従来選択科目であったキャリア関連授業科目を、平成 29 (2017) 年度以降に入学した 1 年次は必修科目として設置し、重要な基礎科目として位置付けている。

教育課程外では、キャリア支援センターが主催している「進路セミナー」(3 年次生・大学院 1 年次生対象) では、令和 2 (2020) 年度 4 月にキャリア支援センターが独自に制作している就職活動の概要をまとめた『キャリアハンドブック』を配布し、その活用についてと、以降順次開催の「進路セミナー・就活対策講座」の流れについて説明を行った。

キャリア支援センターでは進路(就職)セミナー以外に、就職活動を行う学生のスキルアップを図るため、「就活対策講座」を授業外に行っている。前期は 4 月より計 7 講座、後期は 9 月 17 日より毎週金曜日 4 限目にテーマを変えて 5 回実施した。内容は資料 2-3-1 「令和 3 (2021) 年度 3 年次生向け進路セミナー・就活対策講座実施状況」に示されたとおりである。デザイン職を応募する場合に必要なポートフォリオの制作講座、模擬面接など就活活動に実践的な支援を行なった。講座には無料のものと、実費のみを徴収するものがある。

また、一般教養(公務員・教員)試験対策講座を集中講座として開催するとともに模試も実施している。

内外での企業説明会を開催し、3 月 1 日からの就職活動解禁日を見据え「名古屋造形大学学内合同企業説明会」(令和 3 (2021) 年 3 月開催 参加企業 423 社) を 3 月中にオンライン開催して、3 年次生の就職活動意識を早くから促した。学外では就職情報事業企業と連携し、大学から会場(ポートメッセなごや)までバスをチャーターして合同企業展ツアーを実行した。さらに東海地区内の芸術系 7 大学主催による「芸術学生のための合同企業説明会」(参加企業約 50 社) をオンライン開催した。また、4 月以降には単体企業の学内企業説明会を計 8 回、ハローワークの利用希望者があれば、ハローワーク学卒ジョブサポーターによる「就職何でも相談」と題した相談会も学内にて月 2 回実施している。

学生との個人面談対応も年2回行っており、3年次生・院1年次生に対しては、秋に希望進路状況の聞き取り調査、4年次生・院2年次生に対しては、春に進路及び就職活動の状況を把握し、以後学生との対話を重ねながら就職活動をサポートしている。

インターンシップに関しては、学内での企業からのインターンシップ、デザインワークショップなどの募集説明会が開催され、キャリア支援センターではその情報を学生へ周知し、学生がエントリーする手助けを行った。令和3(2021)年度は5企業(Cygames、アクアスター、スペース、太平洋工業、エイジェック)の説明会が行われた。

キャリア支援センターでは、情報を集約して月毎の内定率状況、キャリア支援センター利用状況及び適宜学生アンケートなどを集計して、教授会へ報告し、推移を見定めながら教員と連携して効果的に学生をサポートできるように対応している。

名古屋造形大学の保護者会である「桃美会」においては、年2回の就職状況説明会を開催して、現状の状況報告並びに保護者の面談も実施して、保護者の悩みや要望等意見を聞き取り、保護者とも連携して学生の就職活動を支援している。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

就職ガイダンス・就職対策講座について、令和3(2021)年度も、3年次生の科目、学芸員資格課程との重複、並びに1限目を避けた日程に変更するなど、講座参加数を増やし就職希望学生の意識を高める取り組みを行う。

また、積極的に企業訪問を行い、採用担当者とのコネクションの醸成により、求人件数を増加させ、インターンシップや企業説明会の開催の機会も促進させる。また、企業説明会とともに、1・2年次向けのインターンシップに向けた講座を開催し、就職活動の早い段階からの意識の高揚を促す。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では以下の学生生活の安定のための支援を行っている。

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生生活における厚生補導のための組織として学務委員会(学生部会)がある。この部会では、学生に関する全般において、立案、計画、審議される。各種奨学金の該当者に対する審査・面談も行い、学生への適切な指導とサービスの向上を図っている。

平成27(2015)年度に「健康管理室」、「学生相談室」、「就職指導室」から組織されていた「学生支援部」を解体し、「健康管理室」と「学生相談室」を「事務部・学務担当」に置き、「就職指導室」を同朋大学と名古屋音楽大学との共用組織である「同朋学園キャリア支援センター」とすることにより、学生サービス厚生補導のための組織を改革強化し

た。「健康管理室」と「学生相談室」を事務部・学務担当に置いたことにより、身体的または精神的問題から大学生活にサポートを必要とする学生の把握が速やかになった。

さらに、令和元(2019)年度に「健康管理室」「学生相談室」に関する規定を整備し、令和2(2020)年度から施行、健康管理部会、学生相談部会がそれぞれ機能し、関係する事項の立案、検討・審議などを行うことになった。

新入生の入学時の不安を取り除くため、従来、4月当初のオリエンテーション時には、学生生活および修学の為の学務ガイダンスと、各コース別のガイダンスを行い、事務部と、教員・研究室と双方で新入生の修学サポートを行っている。

令和2(2020)年度より、Teamsで学内全体をオンラインでつなぐ体制を構築し、Teams上に「学生オンライン窓口」を設け、学生がチャットで質問をできるしくみを整えた。ガイダンス資料については印刷物を減らし、全ての資料を Teams にガイダンスチャンネルをたてて学生に提示した。

令和2(2020)年度より入学生全員にノートパソコンを貸与している。令和2(2020)年度は宅配で送ったが、令和3(2021)年度はガイダンス初日に受付で直接配布した。

コロナ禍の学内における日常的な具体的対応策としては、学内における学生の安全確保が最も重要と判断し、令和2(2020)年4月より学生の入構を全てWEBフォームで管理し、登校した学生の学内における動向を全て追えるようにした。が、同年度後期からは、入構場所は継続的に1ヶ所としながら、サーモグラフィーを設置して、通行時に体温がPCモニターでチェックされるかたちを整えた。全棟の各セクションや教室にアルコール消毒液を配置、三密回避と手洗いうがい促進を含めた感染防止喚起表示を継続的に掲出している。

また、真宗大谷派名古屋別院での「建学の精神」を体感する講話と市内の美術館観覧をセットにした新入生研修会が例年の基本的な対応であったが、こちらにおいてもコロナ禍により現地での研修を避け、事前に講話を録画しオンデマンド配信をした。春のスポーツ大会である「さつき祭」(5月下旬開催)などの歓迎イベントについても中止とした。

学生サービスに関する学内の厚生施設・設備には、学生ホールがある。学生ホールは1階が食堂、2階にはソファが配置された寛ぎスペースがありカフェテリアとして機能している。売店では、食品、飲料等、C棟地下1階の画材店である画材DOでは、文具、教科書・参考書販売等の教材用用品を取り扱っている。今回のコロナ禍においては、教科書をWEB上で販売をした。

本学への通学交通手段として、バス事業者と契約し、スクールバスを最寄りの鉄道駅から運行させている。平成27(2015)年度からは従来のJR中央線春日井駅と高蔵寺駅、住宅街である桃花台センターの3箇所に加え、名鉄犬山駅間を新たに運行させた。運行ダイヤは、授業の開講期間、終了時間などを考慮して編成し、学生の要望にあわせダイヤを変更する努力もされている。また、学生の自動車やバイクによる通学については、所定の要件を満たした者について認めている。

学生全員を対象として公益財団法人日本国際教育支援協会「学生教育研修災害保険」に加入している。この保険は、通学時を含む、正・課外活動、実習、インターン時の傷害・事故に対応している。さらに、令和元(2019)年度から同協会の「学研災付帯賠償責

任保険」に全員加入した。これにより、学内、実習、インターンでの物損に関する保障をすることが可能になった。このほかに、芸術祭などイベントごとに別途保険をかけており、学生の安全を保障している。

2) 学生に対する経済的支援

学生に対する経済的支援については、学務部学生担当が窓口となり、各種奨学金の紹介・手続きを行い、事務部庶務担当が窓口となり学納金延納などの手続きを行っている。特に生活が困窮している学生については、学務担当、庶務担当が綿密に連携し配慮を行っている。

「クリエイティブ奨学金制度」では、入学試験の成績により、授業料及び教育充実費の半額、または4分の1を免除する。特待生制度の希望者は多く、受験生に評価されている様子が見られる。また、「卒業生・修了生の子に対する奨学金制度」と、兄弟姉妹が在学する学生対して「兄弟姉妹授業料減免制度」も設けている。

日本学生支援機構奨学金制度、財団奨学金制度、市町村奨学金制度の他、平成30(2018)年度より給付型の「名古屋造形大学奨学金制度」を施行し、学業奨励、修学支援、家計急変による緊急支援について、奨学金給付を行っている。さらに、令和2(2020)年度から「名古屋造形大学奨学金制度」を「名古屋造形大学学業奨励奨学金」「名古屋造形大学修学・緊急支援奨学金」の2つの制度に改めて施行した。また、保護者会からの支援として「名古屋造形大学桃美会緊急修学支援金制度」があり支援金を支給している。

コロナ禍において「名古屋造形大学修学・緊急支援奨学金」の対象学生数を増やし、コロナ禍による家計急変学生へ対応した。ほかに支援機構「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』や、各財団、行政のコロナ対応奨学金について学生への周知と実施を行った。また、桃美会や同窓会からも大学から働きかけて学修修学支援金の援助を得ることになった。

3) 学生の課外活動への支援

アトリエや工房を設置し、その使用について、「施設使用規程」「工房使用規程」に基づき学生の自主的な制作活動の支援をしている。アトリエの時間外使用については、時間を制限して、学生が使用希望理由を所属コースの担当教員に申し出て、担当教員の了解を得た上で、事務部・学務担当により許可している。工房の時間外使用については、工房ごとに、使用可能時間や担当教員の立ち会いなどが許可要件となる。いずれの場合も、学生からの申請を受け、内容を確認の上、許可するシステムである。これらの施設の安全管理は、年度はじめのガイダンスで配布している「学生必携」(毎年度改訂)の「工房ガイド」に記載し、使用上の留意点を伝えている。

令和2(2020)年度より使用申請の手続きで従来の書式「施設使用願」を廃止し、WEBフォームでの申込制に変更している。

また、大学内に、「D-1 ギャラリー」、「D-2 ギャラリー」を設け、キャンパス内における学生の創作発表の場を提供している。この2つのギャラリーは、本学の「顔」とも言うべき施設で、年間スケジュールは、学長の指示により「ギャラリー運営ワーキング」が調整している。大学としての企画展や各コース・クラスの企画展を優先し、その後、学

生個人や学生グループの発表の場として利用される。その他、キャンパス内には各コースやグループで自主運営する発表スペースがいくつかある。コロナ禍である令和3(2021)年度においてはギャラリー使用はごくわずかであった。

また、本学の学生自治会である「学生会」に学生会室、クラブ・同好会へはクラブハウスを提供しており、学生の意見を取り入れシャワー室の改修も完了している。

学生会は、「芸術祭」(大学祭)など、学生による行事の企画・実施、クラブや同好会全体の統括、大学の施設、設備、各種のシステムに対する要望の取りまとめなどの役割を担っている。学生会の活動は、新役員の選出や引継ぎ時期を年度途中の10月末、「芸術祭」終了後とし、新入生を迎える年度はじめには新体制が機能するように設定している。学生会の活動の資金は、主に全学生から徴収している学生会費と保護者組織である「桃美会」からの援助金である。学生会費は、毎年度当初の学納金とともに大学が代理徴収している。収支は年度末に学務部(学生担当)に報告される。

令和2(2020)年度に引き続いて令和3(2021)度の芸術祭はオンライン配信のみで実施された。工夫はされてはいたが参加人数はいまひとつであった。役員も不足しており、コロナ禍により学生の課外におけるすべての活動が十分に行われなかった。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

オンライン面談の利用も活発になり、令和2(2020)年度入学生独自の悩みや不安が浮き彫りになったといえる。今後も注意して動向を見守る必要がある。今後において、コロナ禍の状況が長引くことが予想されるので、さらに今後は大学独自の奨学金の増設または、対象枠の増設を検討していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

<校地>

本学の在籍者数は、令和2(2020)年5月1日現在、学部学生978人、大学院生24人の計1,002名である。対して、同朋学園小牧キャンパスの校地総面積は106,192㎡である。その内、本学の専用面積は51,430㎡、同朋大学・名古屋音楽大学との共用面積は54,762㎡である。校地等で、設置基準上必要な面積は10,400㎡であるため、大学設置基準に定める基準を十分に満たしている。

また、小牧キャンパスの運動用地は、54,762㎡あり、面積的に十分な教育環境が整っ

ている。

<校舎>

本学の校舎には、A, B, C, D, E, F, G の各棟、工房棟、管理棟、学生ホールがあり、それらの総面積は、18,423 m²であるため、設置基準上必要な 9,817 m²の面積に対し本学の校舎は基準を十分に満たしている。他に、体育館 1440 m²、学生課外活動のためのクラブハウス 133 m²、講堂 583 m²がある。

主だった用途別の面積は以下の通りである。

- ・アトリエ ... 6,450 m²
- ・工 房 ... 1,018 m²
- ・講 義 室 ... 1,244 m²
- ・講 堂 ... 583 m²
- ・P C室 ... 607 m²
- ・デッサン室... 233 m²
- ・ギャラリー... 202 m²

<キャリア支援施設>

C棟1階南側、学生ホール隣の利便性のある場所にキャリア支援センターがある。開室時間は、月曜日から金曜日までの通常講義期間午前9時~午後6時、その他の平日は午前9時~午後5時までとなっている。室内にはパソコン2台（Windows、Mac各1台）が設置され、求人検索ナビゲーション等就職に関する情報を学生が自由に利用できる設備が整っている。現在求人検索はweb上で閲覧（名古屋造形大学に対する求人情報1000件以上）を自分の希望職種に応じて即検索できるような仕組みになっており、自宅のパソコンやスマートフォンからでも利用できる為、省スペース化が図られている。他に学生と面談ができるスペース、応接コーナーなどが設けられており、外には学生への掲示板が設置され、企業説明会、インターンシップ、アルバイト関連情報などを掲示し、学生への周知を図っている。

<付属施設等>

- ・学内ギャラリー

本学には、制作した作品を展示するスペースとして学内ギャラリー「D-1 ギャラリー」及び平成21(2009)年4月にオープンした「D-2 ギャラリー」が設置されている。「D-1 ギャラリー」は面積122.75 m²、「D-2 ギャラリー」は面積79.12 m²である。年間の展示計画は、前期と後期に分けられ、大学が主催するものが優先されるが、学生が希望すれば、「ギャラリー運営ワーキング」の審査をへて、展示が可能となる。

- ・画材店

本学内には、作品制作に必要な画材を扱う画材店がC棟地下1階にある。学内に店舗があることにより、直に素材に触れて品を選ぶことができ、かつ速やかに材料が入手できるため、即制作にとりかかることが可能となっている。洋画、日本画材料からデザイン材料

まで幅広く取扱い提供している。

・学生ホール

学生ホールは、2階建ての独立建物となっており、1階は食堂、2階はコンビニエンスストアが入っておりカフェテリアとして機能している。食堂は主に昼食を中心に提供している。2階のコンビニエンスストアの利用時間は、午前11時から午後6時までで、学生の日常生活の便宜を図っている。

・体育館

本学には「屋内運動場」として体育館がある。体育館は、正課の体育授業で利用する他、学生の自由な利用が可能となるように「名古屋造形大学体育施設運営規程」が整備され、課外活動を含めた学生のニーズに応じて、利用できる。

・植物見本園

本学には植物見本園があり、植生研究や庭園デザイン研究の場となっている他、写生のためのモチーフとしても利用されている。学生の憩いの空間として利用されるなど副次的効果もある。

・駐車場、駐輪場

小牧キャンパスの通勤・通学の利便性を確保するために、学生120台、教職員150台の計約270台の駐車場を整備している。学生の利用にあたっては「名古屋造形大学構内交通規制に関する規程」を整備して、一定の条件を満たせば、車両登録、車両入構許可証をうけて無料で利用できる。教職員は非常勤教員を含め、毎年度初めに車両登録を行い、許可を得て利用できる。

駐車場と同様、学生の通学のために、屋外に屋根付き駐輪場を設置している。利用は、自転車や二輪バイクに限られている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

〈情報サービス施設〉

同朋学園では、平成27(2015)年4月1日より「同朋学園大学部附属図書・情報センター」が設置され、大学部附属図書館との業務連携を図りながら、学園全体の情報機器を統括運用し、情報教育やネットワーク支援を行っている。同センターは、名古屋キャンパスと小牧キャンパスに、それぞれ管理部門を設置し運営をしている。そこでは、専門の技術を持った本務職員が情報設備およびソフトウェアの管理を行っている。

学園全体には、情報化・IT化のためLANが整備されている。本学においても、学園のLANに組み込まれており、インターネットやメールの利用、事務職員のファイル共有利用、教員の研究業績管理など、様々なシステムが構築され、学園のネットワークとして一元的に管理されている。

本学の情報サービス施設は分散配置されており、部署、会議室、アトリエ、講義室など、学内のほぼ全域から無線LANによるアクセスが可能である。

PC 環境については、全学生が PC を利用するための教室が 7 室配備されており、1 室は Windows 機が 37 台、残り 6 室には Mac 機が 188 台設置されている。これらの PC 室は、授業やセミナーで利用され、授業時間外にも学生が自由に利用できるように開放されている。授業で利用する PC としては、貸出 PC も Mac 機が 189 台整備されており、場所を問わず PC を利用することができる。また、各コース・研究室が 11 の教室へそれぞれ PC を配備しており、それらを合わせた PC 台数は Mac 機が 56 台、Windows 機が 189 台となっている。これらの PC は、コース所属の学生が、授業を含め必要に応じて利用できるようになっている。なお、2020 年度前期のみ、全面オンライン授業化への対応として、上記 PC の内 402 台を学生へ長期に貸出した。

さらに、学修支援のためのファイルサーバー「学修支援サーバー・クライアントシステム」を整備しており、学生・教職員は学内ネットワークで結ばれた PC からサーバー上に保存したデータにアクセスでき、学生間、学生と教職員間でのデータの受け渡しに利用されている。

図書館は C 棟 1 階に位置しており、同朋学園三大学の共用施設として位置付けられている。座席総数は 160 席となっており、閲覧室には視聴覚コーナー、情報端末スペースのほか、グループ学習室があり、そこでは図書資料を使用した授業の実施やプレゼンテーションの場として幅広く活用され、教育環境の充実が図られている。また、これとは別に大学院閲覧室が C 棟に設置されており、そこでも大学院生の研究に対応し得る環境が整えられている。

現在の蔵書数は約 13 万 1 千冊で、芸術系大学として美術、デザインの専門資料を中心に幅広く揃えられている。書籍だけでなく、AV 資料も収蔵されており、それらの利用を含め設置機器や備品が用意されている。設置機器・備品の内訳は、VHS ビデオデッキ 2 台、LD デッキ 2 台、DVD デッキ 4 台、パソコン 3 台、OPAC 端末（タブレット）14 台、コピー機 2 台である。

図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 6 時 20 分までであるが、授業の終了時刻により午後 4 時 50 分に閉館することもある。ただし、令和 3 年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休館や授業のオンライン化に伴う閉館時間の短縮化、および入館者数の制限などを行なった。また、来校できない学生に対して郵送貸出サービスも継続して実施し学習支援を行なった。

これらの情報は、図書館ホームページや掲示物並びに一斉メール等を通して利用者へ速やかに周知している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

校舎及び校舎の安全性については、「名古屋造形大学消防・防災計画」の規程により、防火震災対策への対応が整備されている。学内には備蓄品倉庫を設け、飲料水や非常用食品、発電機等の震災時に必要となる物品を準備している。また、自衛消防隊を編成し、災害時に被害軽減を図れるよう人員を編成している。

校舎等の維持管理運用については、事務部と学園本部事務局総務部総務課（管財担当）が協力し行っている。日常メンテナンスなどの総合保守管理業務は外部の専門業者に委託し、施設の維持管理から構内の樹木の管理まで統括的に安全性が確保できるよう体制を整

えている。

バリアフリー化については、障害者用トイレ、車いす兼用エレベータ、点字ブロック、スロープ、手摺り等を設置している。現在、本学には身体の不自由な学生は在籍していないが、障害者の視点で利便性を検討し今後も整備を行っていく。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

演習授業の学生数については、分野の内容によって適切と考える数が大きく異なり演習内容によって適切に管理できている。

コース制から領域制に移行し、1年次生と2年次生前期は領域内の共通カリキュラムを学び、2年次生後期より各スタジオに分かれ、少人数制の演習授業となるが、スタジオによって人数にはかなり幅があり、今後の課題としている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

講義科目の授業規模について、令和3（2021）年度は教職課程関連の一部と第二外国語を除き、ほとんどがオンライン授業となり、履修者数を制限しないで対応できた。一部を除いて抽選による履修確定科目がほとんどなかったため、ある意味学生の満足度は高かったといえる。今後においては、教室定員に対するコロナ収容定員を大学の基準として設定して開講科目に対して配当していくことを課題にしながら、具体的なオンライン授業の活用方針の策定が大きな課題である。

ネットワーク環境において、小牧キャンパスにおける全エリアの無線 LAN 整備は完了しているものの、回線が細く、多くの学生が一度にアクセスすると回線が混雑して遅延等が起こるといった問題を常に抱えていた。オンライン授業が拡大する中で、学内でオンライン授業を受講する際には大きな問題であり、学内で学生が不自由なくオンライン授業を受講できるような環境整備を行う必要がある。

新しい名城公園キャンパスではこの問題を解決することが必要である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見を汲み上げる仕組みとして、「学生による授業アンケート」「リーダースキャンプ」「オフィスアワー」がある。「学生による授業アンケート」は令和2（2020）年度からWEBフォームにて実施した。「リーダースキャンプ」は毎年6月～7月に開催し

ており、学生側からは学生会役員、クラブ・同好会代表者が、大学側から学務委員会(学生部会)、クラブ顧問などが参加して、学生の自主的な活動や本学への様々な要望を聞く機会としている。

学生からの意見・要望については、オフィスアワーの機能をくみ取り、年間通して、Teams 内のオンライン窓口や領域チームへのチャット投稿に対する敏速な回答により対応した。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1) 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談

本学では学生の健康相談は健康管理室が、心的支援や生活相談については学生相談室が窓口となって対応している。健康管理室には看護師1人が常勤し、キャンパス内での怪我や急病などの救急対応や大学周辺の医療機関への紹介、健康相談、保健指導などの健康管理業務を担当している。また、特別の対応を必要とする場合や、学生が望む場合は医師(校医)と看護師が連携をして相談や指導を行っており、健康管理室利用者数(延べ数)は毎月開かれる教授会において報告されている。また、毎年4月上旬に定期健診を実施しているが、令和2(2020)年度においてはコロナ禍の影響もあり学内において健康診断を十分に設定できなかった。

令和3(2021)年度においては、感染拡大防止対策を十分に整えて、4月の第2週と第3週の土曜日に全学年を対象に実施した。受診率も88.1%であった。

学生相談室には、臨床心理士(カウンセラー)が常勤し、心的支援や生活相談の対応をしている。昨今は、対人関係や将来への不安など、入学以前からの心の悩みを継続して抱える学生だけでなく、未診断を含む発達障害や精神疾患を抱える学生も多く、看護師と臨床心理士が連携し随時対応している。健康管理室と学生相談室は隣接しており、学生にとっても複合的相談の連携が容易である。

ハラスメントに関しては、学生や教職員に啓蒙のためのパンフレットを配布し、ガイドラインの見直しを行うなど、大学としての相談体制も整えている。

令和4(2022)年1月25日には、FD・SD研修会「ハラスメント講習会～多様化する学生への指導心得～」を全教職員を対象にオンライン配信にて開催した。

2) 障害学生に対する支援

障害者支援に関しては、関係部署が個々に対応しており、専門的な支援組織は現在設けられていない。これまでの入学生の中には、聴覚に障害がある学生や四肢に多少の不自由がある学生の例がある。入学前後に学生担当職員から特別な対応が必要か否かを本人に尋ね、申し出のあった部分についてサポートを行っている。

聴覚障害者支援の場合、最低限の設備として筆談用補助器具を各所に配備し、講義科目担当教員には、個々の授業の中でのサポートを依頼している。講義系教員は事前に授業内容の要約を当該の学生に渡すなどしてこれに対応している。実技演習科目に関しても、所属コースの実技担当教員に配慮を依頼するかたちで対処している。また、入学式や卒業式など全学的学校行事の際には同法人内の大学と協力し、必要に応じて手話通訳を配している。

発達障害学生や、精神疾患を抱える学生などへの対応は、入学後に学務担当が回収する「学籍簿」によって自己申告された各学生の情報に基づき、対象学生の情報の共有と障害のある学生対応ガイドラインの確認を行っている。また、平成 28(2016)年に施行された「障害者差別改正法」の「合理的配慮の提供」に基づいて、障害の自己申告があった学生の「配慮申請書」を元に、現在個別に対応を行っている。学生相談室・臨床心理士、健康管理室・看護師がそれぞれ調査した内容と合わせ、事務部学生担当職員も交えて、関係教員と相談しながら個別に対応している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については、学修環境として、アトリエ、工房、教室の開放、食堂やコンビニエンスストアの運営、スクールバスの運行ダイヤ、自動車・バイクによる通学の許可などを行っている。また、「在学生アンケート」によって、学生の要望や意見を汲み取る機会を設けており、その結果については、職員による IR チームで分析し、FD 委員会で確認、学生には N Z U ポータルでフィードバックを行っている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、令和 4（2022）年に、名古屋市名城公園付近（通称・名城キャンパス）に移転開校する予定である。現在の小牧キャンパスでの施設・設備等に関する学生たちの要望については、出来る限り学生の声を汲み取り善処していきたい。また、その他の学生の要望については、名城キャンパスに反映できるよう取り組んでいきたい。

【基準 2 の自己評価】

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については、学生相談室・臨床心理士、健康管理室・看護師がそれぞれ調査した内容とあわせ、事務部学生担当職員も交えて、関係教員と相談しながら個別に対応している。身体障害者支援に関して、施設面で、スロープや障害者用トイレなど改良・改善を加えた。ハラスメントに関しては、学生や教職員に啓蒙のためのパンフレットを配布し、ガイドラインの見直しを行うなど、大学としての相談体制も整えている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

下記のとおりディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページにて周知している。

<造形学部 造形学科>

名古屋造形大学は、4年間の教育を通して、造形力を身につける第一歩として、創作・研究と向かいあう姿勢を身につけることを目指します。本学は、次のような指針に基づき学位を授与します。

- ・専門分野における発想や表現の基本的な能力を獲得できているか。
- ・自己の存在を認識し、創作・研究に向かうことができているか。
- ・広く社会を認識し、深い創作・研究に向かうことができているか。
- ・自らの創作・研究を他者に伝えるコミュニケーション能力を獲得できているか。
- ・分野を横断した視野を持ち、積極的に人や社会と関わる能力を獲得できているか。

<大学院 造形研究科>

学部教育を基礎にして、更に創作・研究を進める。また、社会人として体得した専門能力の上に創作・研究を深める。

1. 自己のテーマに沿って、創作・研究を理論と実技の両面から探求できているか。
2. 創作・研究の発表活動を意欲的に展開し、自己の向上を果たすことができたか。
3. 表現者、研究者として、社会人となることへの責任を認識できているか。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

<造形学部 造形学科>

学部・学科のディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定、進級、卒業認定を行っている。単位認定基準は学則及び履修規程に定め、進級基準は「進級判定に関する内規」に定めている。全て学生必携に記載している。

<大学院 造形研究科>

造形研究科のディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定、修了認定を行っている。
単位認定基準は学則に定め、学生必携に記載している。
各科目の評価基準はシラバスに明記している。
修了判定基準は学則に定め、学生必携に記載している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

<造形学部 造形学科>

単位認定は、科目担当者が行う。成績発表の後、学生から疑義申し立てができる期間を定め学生に告示している。

進級は「進級判定に関する内規」に基づき、卒業認定は履修規程に基づき、学務委員会（教務部会）で原案を作成し、運営委員会、そして教授会の議を経て学長が承認している。

<大学院 造形研究科>

修了認定は、所定の単位を修得し、修士作品または修士論文を提出し、最終試験（口頭試問）に合格した者を対象としている。口頭試問は、ゼミ担当教員を主査とし、その他 2名の副査により審査が行われる。研究科委員会の議を経て、学長が承認している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

<造形学部 造形学科>

領域別専門科目以外の単位の修得状況が悪いまま進級していき、4年間での卒業が困難となる場合が生じており、今後の進級基準の見直しは必要である。

<大学院 造形研究科>

本学の大学院は進級に関する基準を定めていない。
2年間での修了が困難になる場合を想定し、今後検討を進める必要がある。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

下記のとおりカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページにて周知している。

<造形学部 造形学科>

名古屋造形大学は、同朋学園の建学の精神である「同朋精神」、言い換えれば、「共なるいのち」を生きることを教育・研究の基本理念として、真に他者と繋がりあう生きた造形力を養い、社会に有為な人を育成します。本学は、教育課程の編成・実施について、以下のような方針のもとに、その達成を目指す。

- 造形分野の各領域が越境しながら進展している造形表現の状況を見据え、多様な社会的ニーズに応えるカリキュラムを編成します。
- 必修科目や科目ごとの修得単位数の一定の条件を設定しますが、それ以外に各自の裁量で履修科目を構成できる幅を持たせます。
これにより、学生各自が分野での習熟度を深め、また、分野を越えた体験の幅を広げることが可能にします。
- 授業科目は、「基礎科目」「基幹科目」「専門講義・実習科目」「領域別専門科目」「自由科目」の5区分で構成します。
 - ・「基礎科目」では、造形表現活動の基礎的な能力を養うための教養科目群、グローバルな人材を育成するための実用的な外国語などの語学科目群を設置します。
 - ・「基幹科目」は、基礎科目で扱う語学、自然科学・人文科学・社会科学以外の教養科目です。人生設計の支援となる「キャリアデザイン」などを設置します。
 - ・「専門講義・実習科目」では、理論面において段階的に専門領域を究めるために、学年配当を行い、分野ごとの科目の選択制限をせず、すべての学生が自らの専門領域を越えて、多様な授業科目を選択できるようにします。
 - ・「領域別専門科目」では、広がりを見せる造形分野に対応できる能力の探求を目指します。
1年と2年前半では、領域ごとによる実制作体験を通して、基礎から応用までの表現能力を養成します。その初期段階では、考え方や技術の基盤をつくるための「基礎教育」を行いません。
2年後半からは、各分野のスタジオ、ゼミにより学生各自の専門能力を高めます。また、社会と密接な内容を盛り込んだ様々なプロジェクトをカリキュラムに取り込み、多くの学生がそれに参加することを可能にします。
- ICTが各専門分野を有機的に繋ぐ「デジタルハブ」を位置づけ、各分野間を自由に横断することが可能な教育プログラムの構築を目指します。ICTをそれぞれに生かしながら、これまでにない創作表現を目指します。
*ICT:情報通信技術:Information and Communication Technology
- 時代をリードする企画や表現の能力育成のため、最先端の設備を備えたデジタルファブリケーションラボと、手作業重視の工房を両輪とした「クリエイションラボ」の設備を提供します。

<大学院 造形研究科>

1. 各専門分野での高度で専門的な知識や技術、表現方法を実践的に修得することを目指す。
2. 広い視野にたつてその専門知識に新たな幅と膨らみを持たせ、自らの作品研究や、制作表現における客観的な考察を高めることを目指す。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

<造形学部・造形学科>

カリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーで定める課程修了時の資質・能力を獲得するための具体的な教育課程の編成とその実施及び学修成果の評価方法を定めており、両者は一体性・整合性のあるものとなっている。

これらを継承しつつ、2020年度からの新カリキュラム編成にあたり、従来の9つの「コース」を統廃合し、新たに「美術表現領域」「映像文学領域」「地域社会圏領域」「空間作法領域」「情報表現領域」5つの領域体制とした。「ゼミ制」の流れを更に強化することを目的に、1年次と2年次前期における基礎教育を経て、2年次の後期から各専門能力を高めるスタジオ制に移行する流れとした。

また、各自の専門性を極めながらも、その分野を横断し超えて多様な分野の講義科目が常に自由に履修できるようになっていることも大きな特徴であるといえる。

<大学院 造形研究科>

本学の大学院研究科は、2つの分野、具体的には、「造形表現制作」と「造形表現構想」を有している。それらは10の研究領域に分かれ、より濃度の濃い指導体制を確立している。学部での基礎をもとに、高度でより専門的な知識や技術、表現方法を修得する。さらに、インターンシップやその他対外的な活動を通し、自らの作品研究や制作表現に客観的な考察を高めている。

これらの学修は、大学院を修了し社会人となった時それぞれの専門能力のもとに創作研究を深められるようになっている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

<造形学部 造形学科>

本学では、ディプロマ・ポリシーに合わせて、より専門性の高いカリキュラム・ポリシーを定めて教育課程を編成している。履修規程の全てを別表も含め、学生必携に掲載しながらも、具体的なカリキュラム体系である、「基礎科目」「基幹科目」「専門講義・実習科目」「領域別専門科目（領域必修科目）」「資格関連科目」の5区分をわかりやすく「カリキュラム表」で示し、単位数から配当年次、要件などの学生への周知を図っている。

シラバスについては、2019年度より冊子としての作成を廃止し、WEBで公開している。学事システムNZUポータルの中の「シラバス登録」機能を担当教員は操作して中身を作成し、作成後は学務担当者及びFD委員会で確認をしている。シラバスは、NZUポータルで学生が自由に閲覧できるようになっている。

また、学生が各年次において適切に科目を履修できるように、本学履修規程第11条におい

て、履修単位基準として44単位という上限を設けている。ただし、この上限は1年次生から3年次生まで、また資格課程に関する科目で卒業単位と重複していない科目は除いている。

<大学院 造形研究科>

研究分野を「造形表現構想」と「造形表現制作」に分けている。

「造形表現構想」は、視覚伝達デザイン、メディアデザイン、ゲームデザイン、ライフデザイン、建築デザイン、ランドスケープ、芸術文化、芸術計画の8つの領域を、「造形表現制作」は、日本画、洋画、彫刻、先端表現の4つの領域を置き、全てゼミ制としている。

共通科目として、「理論科目」と「自由科目」としての体形を編成し、全て選択科目となっており、履修登録単位数の上限は特に定めていない。

造形表現構想、造形表現制作、いずれの分野においても2年間で研究分野として16単位の修得を含め、30単位以上の修得が修了要件となっている。

ゼミ制によって厚みのある教育が可能となり、カリキュラムポリシーに沿った体系が作られている。

3-2-④ 教養教育の実施

<造形学部 造形学科>

「基礎科目」という体系をおき、教養科目群と語学科目群に分けている。

教養科目群には、人文系、社会系、自然系と、講義科目を充実させ幅広い領域をカバーしており、10単位の修得を卒業要件としている。

語学科目群は、英語ⅠA・B、英語上級ⅠA・B、英語ⅡA・B、英語上級ⅡA・B、英語オーラルコミュニケーションA・B、フランス語ⅠA・B、フランス語ⅡA・B、フランス語オーラルコミュニケーションA・B、日本語ⅠA・B（留学生に限る）のうちから4単位修得することを卒業要件としている。

また、語学への関心が高い学生のために、IELTS/TOEFL 英語A・B、実用フランス語A・B、また高学年になってもさらに語学力の向上を目指す学生を対象に実践英語をおいた。さらに、第二外国語を学びたいというニーズへの対応として中国語ⅠA・Bを開設した。

<大学院 造形研究科>

理論科目の中で、基礎から応用へと段階的に科目を設定している。

例としては、デザイン文化特殊研究を基礎とし、メディアデザイン特殊研究がその応用となっている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

<造形学部 造形学科>

本学の旧カリ、分野別専門科目は、基本的に一方向ではなくアクティブ・ラーニングを意識した双方向の教授方法の工夫・開発を目指したが、新しい領域別専門科目においてもそれを引き継いでいる。「プロジェクト科目」では、地元企業や行政との間で、商品開発、またデザインや企画の提案など、産官学連携を通して学生自らが課題を見付け出し、課題について調査・研究し、解決策等を提案するという流れでアクティブ・ラーニングを実践

している。

また、平成 31 (2019) 年度より実務経験のある教員がその実務経験を十分に活かした授業を展開している場合は、WEB シラバス内に「実務経験を有する教員が担当する科目」という項目をたてている。講義科目ではキャリア系の科目が対象、領域別専門科目ではほとんどの科目が対象となり、「該当している」と記載している。

2022 年度カリキュラムが、1 年次と 2 年次前期における基礎教育を経て、2 年次の後期から各専門能力を高めるスタジオ制に移行することは先に述べたとおりである。

この令和 3 (2021) 年度前期の後半には、領域制導入後、はじめてのスタジオ登録が行われた。2 年生は領域内で十分なヒアリングを経てスタジオに所属し、所属分野の専門性の高い教育を受けることになっている。

<大学院 造形研究科>

豊富な実務経験を持つ教員が、学生個々に合わせた綿密な教授法を行っている。さらに、インターンシップや産学連携の活動においては、学生が主体的な役割を果たせるような助言をしつつ指導をしている。

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

<造形学部 造形学科>

「学生による授業評価アンケート」の結果を利用して、授業に対する理解度の比較分析を行っている。このアンケートについては、「授業点検評価報告書」の提出を非常勤講師にも依頼している。

令和 2 (2020) 年度からは、これらの「学生による授業アンケート」及び「授業点検評価報告書」を web 化し、コロナ禍などのリモート体制や学生の任意の時間による回答にも対応できるものとした。

また、授業評価アンケートの結果についてホームページで公表している。

<大学院 造形研究科>

多様な社会への対応力を高めるために、今後においてさらなる学生数を増加と教員数の確保を目指す。

また、カリキュラムにおいては理論科目の増設、学生の選択の幅を増やす。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

＜造形学部・大学院共通＞

NZU ポータルでの修学ポートフォリオにおいて、学生の日常的な出席状況をフィードバックし、成績報告も可能としている。

また、学生個人の行動記録を所属分野の教員間で共有するしくみも備わっている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

＜造形学部・大学院共通＞

シラバスにおいて、「課題に対するフィードバックの方法」という項目をたて、学生に対する学修成果のフィードバックの方法を記載し、学修の改善につながるようになっている。

各分野の教員が適切な方法を選定し学生指導にあたっている。

(3) 3-3 の改善・向上制作（将来計画）

＜造形学部 造形学科＞

プロジェクト科目について、今後、より社会性のある内容を増やし、それらの内容・評価を公開していくことによって、学生の課題解決能力を高めていく。

＜大学院 造形研究科＞

学部の多様な分野との連結性を高め、より社会的な活動内容を増やし、より公開性のある指導・助言を行っていくことによって教育の質を高めていく。

[基準 3 の自己評価]

＜学部 大学院共通＞

単位認定、卒業（修了）認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて厳正に行われている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの
確立・発揮**

学長の選任は、『学校法人同朋学園学長規程』の規定により理事会において選任し、理事長が任命する。大学の意思決定と業務執行における適切なリーダーシップを発揮できる学長を選考するため、選考会議は理事 2 名、当該大学の教員 2 名職員 1 名、学外有識者 2 名で構成され、当該大学教授会の意見を聞いた上で選考基準を具体的に定め、応募要項を広く学内外に公表し公募することとしている。

学長は業務執行をサポートする体制を構築するため各役職者を選任する。副学長の選任は、『学校法人同朋学園副学長規程』の規定により、常任理事会で選任し、理事長が任命する。副学長の職務は、「(1) 学長の職務を補佐し、命を受けて校務をつかさどる (2) 学長に事故あるとき又は学長が欠けたとき、臨時に学長の職務を代理又は代行する」と定めており、学長補佐体制を構築し業務を遂行している。

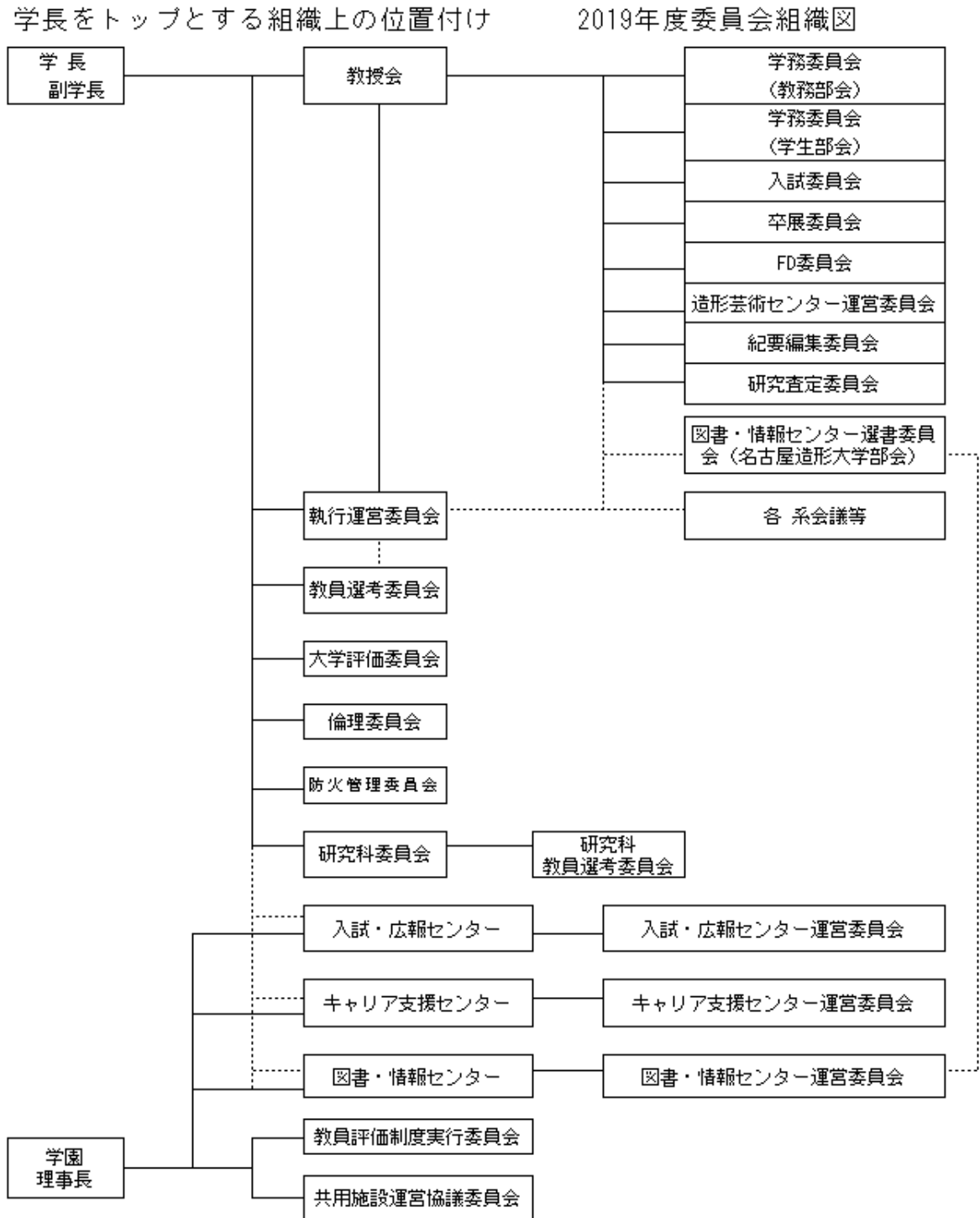
副学長・学部長・領域長は、『名古屋造形大学学部長・領域長に関する規程』及び『名古屋造形大学領域長選考規程』に従って選考され学長が任命する。事務部長は同朋学園理事長が任命する。

さらに、『学校法人同朋学園入試・広報センター規程』、『学校法人同朋学園キャリア支援センター規程』、『学校法人同朋学園大学部附属図書・情報センター規程』により、各センターの運営委員 1 名は学長が指名することとなっている。センター長及びセンター長補佐は、学長の意見を聴取した上で、理事長が指名することとなっている。業務執行体制にも学長の運営方針が反映できる体制になっている。

各役職者は、学長をサポートする補佐機能を担っており、大学の管理運営に関する重要事項について執行運営委員会で課題を共有して協議し審議を行っている。学長のリーダーシップの下で適切に委員会が構成されており大学運営がされている。

本学では平成 30 (2018) 年度から学長の下に副学長を置き、本学が目指す方向を学長が示し、副学長が日常的な対応を行っている。

図表 4-1



4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

図 4-1 のとおり、学長は理事会で決定された方針に従い、大学学則に則り大学を統括し、大学運営に当たる権限を有しており、大学は理事会によって意思決定された事項について業務を遂行していく責任がある。また、教授会は、『名古屋造形大学教授会規程』第 6 条に定めるように、教育研究に関する重要な事項について、意見を述べるものとしている。さらに、学長は大学の執行運営委員会、教授会での意見を元に意思決定を行い、理事会に提案する権限を持っている。

執行運営委員会は、大学の管理運営に関する重要事項を審議するために、学長、副学長、研究科長、学部長、学務部長、入試・広報センター長補佐、事務部長等で構成している。執行運営委員会は、『名古屋造形大学執行運営委員会規程』第 5 条にあるとおり、(1) 教授会に提案する案件に関する事項、(2) 学長及び理事会から諮問された事項、(3) 教授会から諮問、委任された事項、(4) 将来構想及び中長期計画に関する事項、(5) 人事に関する事項、(6) 予算に関する事項、(7) 施設、設備に関する事項、(8) その他必要と認められた事項を審議する。

大学院では、学長が造形研究科委員会（以下、研究科委員会）を招集し、研究科長が議長となる。『名古屋造形大学大学院造形研究科委員会規程』第 3 条に定めるように、研究科委員会は、(1) 学生の入学、修了及び課程の修了に関する事項、(2) 学位の授与に関する事項、(3) 学生の休学・退学・転学・除籍・復学等に関する事項、(4) 学生の賞罰に関する事項、(5) 学則変更に関する事項、(6) 教育研究に関する各種規程に関する事項、(7) 研究科課程の編成及び履修に関する事項、(8) 教員の資格審査に関する事項について、意見を述べるものとしている。

学長の考え方や方針による大学運営を円滑に遂行するために執行部ミーティングや執行運営委員会は月 1 回開催し重要事項を議論している。また、学長は教学運営組織を統括するとともに、各委員会を構成し権限を適切に分散し、それぞれを有効に機能させている。

学長をトップとする組織上の位置付けは、図表 4-1 のように意思決定の権限と責任を示しており、教学マネジメントを適切に行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務組織は、「学校法人同朋学園組織規程」において事務組織、職制が定められ、「学校法人同朋学園事務分掌規程」において事務分掌が定められている。

学園本部事務局長は理事長の命を受けて事務職員を統括し、指揮監督にあたっている。職員の配置に関しては、これまでの縦割りの組織から横断的な組織へと事務統合を図っており、従来の学務課、庶務課という枠組みを外し事務部として統合した。また、入試広報課を入試・広報センターに、図書館、情報センターを図書・情報センターに統合し、キャリア支援センターと同様に機関横断的な組織編制と職員の人事異動の柔軟化を図っている。4月の人事異動のほか10月にも人事異動を実施し、必要に応じて中途採用の専任職員、嘱託職員や非常勤職員を採用するなど人件費の抑制に努めながら、必要に応じた職員配置を行い、適切な業務の執行体制を確保している。

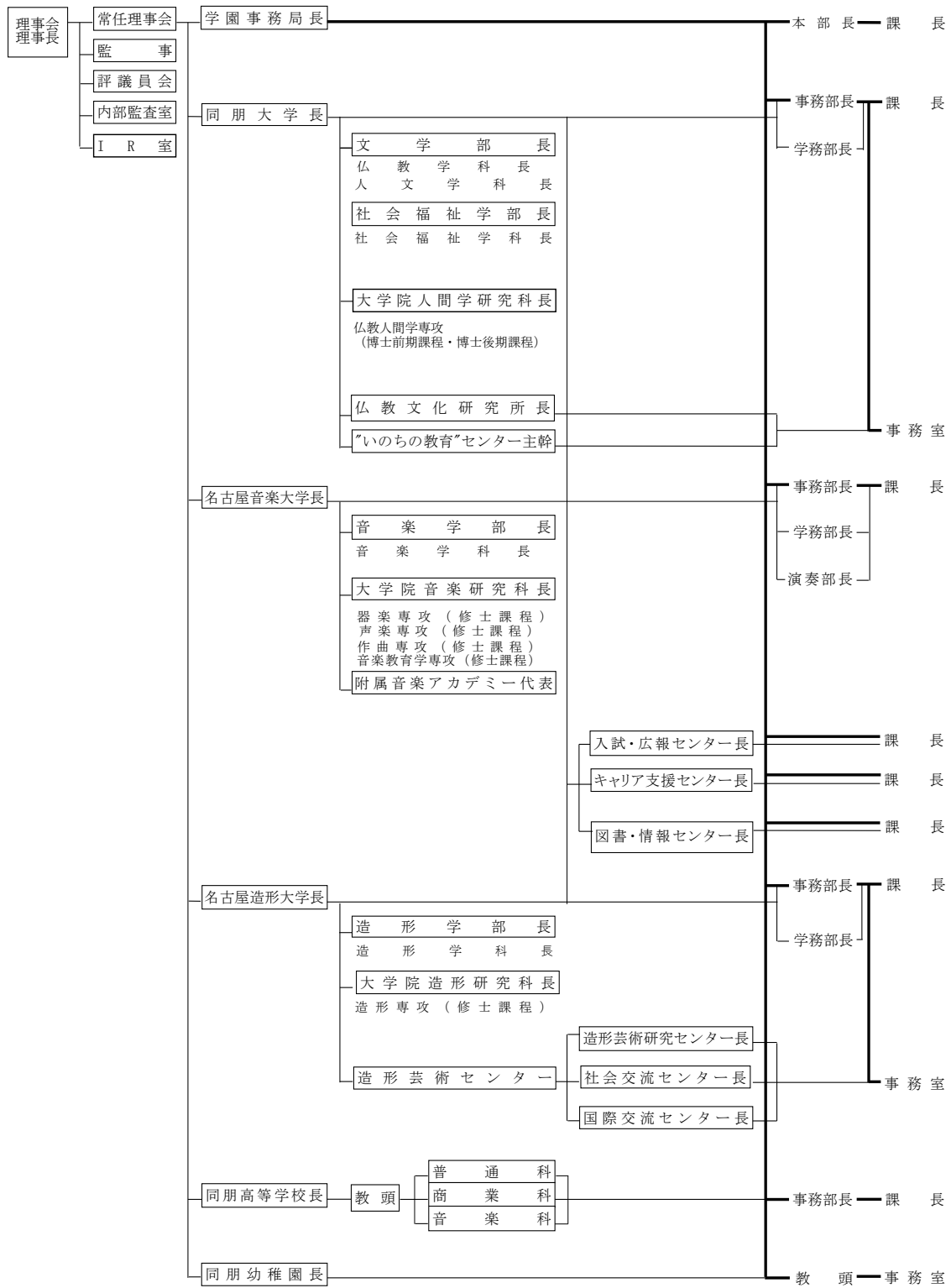
また、職員の能力向上のために年 1 回の集合研修を実施しているほか、年代別の階層研修も実施している。

名古屋造形大学

名古屋造形大学の職員の配置と役割については、教員と事務職員が教職協働を図り、効率的に大学を運営することが重要である。執行部ミーティング、執行運営委員会には事務部長が、学務委員会（教務部会）・学務委員会（学生部会）には事務部課長補佐や課員が、入試委員会には入試・広報センター課長補佐や事務部長が、図書・情報センター運営委員会は課長が、キャリア支援センター運営委員会は課長補佐がそれぞれ委員として出席し、提案をはじめ審議に参画することとしており、教職協働を図っている。

名古屋造形大学

図 4-2 学園組織図



(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長は理事を兼ねていることから理事会に対して教育目標の実現に関わる重要事項を意見するとともに、理事会で決定された方針に従い、大学運営にあたる権限を有するとともに責任を負っている。教学マネジメントの機能性の確保という点から、大学の意思決定や教学マネジメントにおいて学長がリーダーシップを発揮するうえで求められる権限の分散と責任の明確化、それをベースとする教学マネジメント体制の整備、学長を補佐する体制の確立が図られ、役割も明確にしている。

職員の配置と役割の明確化に関しては、学園事務局と大学事務局が相互の協働性を適切に発揮し事務職員からの意見を吸い上げ提案することで、多角的な検討と意見の反映ができるよう努めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学設置基準に規定される必要専任教員数、教授数について満たしている。大学院担当教員は、造形芸術学部の専任教員が兼務している。

教員の採用・昇任については、教員採用昇任選考規程に基づき、当該領域から申し出があった場合、又は学内人事上から必要を生じた場合、学長は必要な事項を調整した上、教授会の議を経て学長が決定している。教員選考委員会では、教員採用資格選考基準規程に基づき、専門領域の研究業績、教育業績、実務経験、社会的な活動を適正評価しながら、人物識見等を加味して総合的に判断し、その結論を学長に報告している。学長は、その報告を基に教授会で意見を聞いて結論を出している。よって、採用・昇任の方針・手順ともに規定によって公正に行う体制が整っており、適正に運用されている。

次年度に向けて昇任採用資格の判断の見直しとして、教員の各種の活動をポイント制で集約し審議の俎上にのせるための基準を作った。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 委員会をはじめとする学務関連では、学生による授業アンケート、授業出欠席状況調査など、学生への教育の充実のための現状把握に努めている。

ここ数年、コース変更や退学者の推移を考察する中で、授業の出席の割合が学生の重要なシグナルの一因となっていることから、特に出席に関しては、必修授業に関して、3 回欠席するとコースに報告し、指導コースから注意を喚起して、5 回欠席すると保護者に通

達するといった細かい指導を取り入れている。このことも、自己点検・自己評価とともに、大学が学生の理解度や教育状況を把握して改善した仕組みのひとつである。

授業評価アンケートは、毎年その項目が検討され、少しずつ項目の問い方を変えながら現在に至っている。実施したアンケート結果は、学生が閲覧できるように、なおかつ、履修登録する前に確認できるように、次年度はじめまでには閲覧できる状態に仕上げている。

(閲覧は事務所学務課、図書館)

その他に、在学生アンケートと卒業生アンケートを実施して、本学での大学生活、教育等の満足度を総体的に把握している。

また、学園全体で全教職員の参加を義務付けての FD・SD 研修会を計画して実施、研究倫理における理解を深めたり、科研費の申請について外部から講師を招聘して学びを深めている。

教員評価制度については、『学校法人同朋学園大学教員評価制度規程』に基づき教員自己評価を実施している。年度末に教育活動、研究活動、社会貢献活動、大学行政・運営活動等の各項目について、報告書を作成し、所見を記入し学園本部が管轄する大学教員評価制度実行委員会へ提出している。さらに学長が主に研究活動について評価し、総合的な評価を加えて各教員に開示されるようになってきている。また、学生の授業評価と併せて教員の資質・能力向上を目指している。なお、教員の昇任人事の際、教員評価の総合点などを資格審査の参考としている。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の確保と配置については、引き続き大学設置基準等を遵守し、教育目的及び教育課程の編成方針に沿って適切に配置するよう努めることとする。教員の資質・能力向上に関することについては、同朋学園大学教員評価制度や本学の授業評価アンケートの分析精度の向上を図るとともに、授業改善に繋げていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SD (スタッフディベロップメント) の一環として、教育環境の構築、管理、支援に対し重要な役割を担っている職員一人ひとりが、学園における自らの役割をしっかりと自覚することを目的として、『学校法人同朋学園事務職員研修規程』に則り、学園事務職員研修会、管理職研修会、初任者研修会などを実施し、職員のスキルアップを図っている。

例年、全職員を対象に 8 月に防災研修や財務研修などの集合研修を行っているが、令和

3年（2021）年度はコロナ禍のため実施しなかった。平成31（2019）年度から導入した目標管理による人事評価制度（スタッフポートフォリオ）では、業務目標設定、上司面談、フィードバック面談を実施し、仕事の目的と成果を自らが意識的に考えスキルアップさせること、その結果として組織全体の力の底上げを図っている。

令和3年（2021）年度に実施した研修は以下のとおり。

・学園FD/SD研修会 令和3（2021）年7月2日

FD研修会 テーマ：数理・データサイエンス・AI教員養成のためのガイダンス

講師：鍛島康裕（名古屋造形大学教授）

SD研修会 テーマ：教育研究の基礎（科学研究費助成事業について）

講師：水谷友俊（独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究助成第二課・課長代理）

（3）4-3の改善・向上方策（将来計画）

時代の変化と教育界の変化に伴い、職員に求められる能力も変化している。また、日常的な業務も複雑化しており、状況の変化にも対応でき、迅速に課題に対して対応できる人材を育成していかなければならない。さらなる事務職員の能力、資質、スキルアップを図るため、管理職員、中間職員、初任者向けの階層別研修に取り組んだり、外部関係団体の主催する各種研修会へ積極的に職員を参加させたりするなど、継続して職員の能力開発に取り組む。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

（1）4-4の自己判定

「基準項目4-4を満たしている。

（2）4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員研究室は、各研究室にデスクを設け必要な備品は大学が用意し整備している。

研究費の種別は、一般研究費（個人研究費）と特別研究費があり、専任教員・助手の研究を奨励するために助成を行っている。

教員は年度初めに研究計画に基づき申請書を提出し、10月には進捗状況報告及び補正予算申請書を提出、年度末には「学校法人同朋学園研究費に関する取扱規程」第17条第1項に基づき研究成果報告および発表を義務付けており、教員の計画的な研究活動を支援できる体制を整えている。

平成28（2016）年度までは一般研究費は30万円の一律配分であったが、従来の一律配分の考え方から大きく舵を切り、平成29（2017）年度からは傾斜配分制を導入した。考え方の基本は、総予算枠内で研究費を必要とする教員への支援を一層厚くすることを目的

とし、平成 28（2016）年度中に新たな基準作りのワーキング・グループを設置し、システムを作り上げてきた。これにより、教員が研究への取り組みに一層力を入れることができた。令和元（2019）年度は、前年度の研究費成果報告及び学内研究発表を研究査定委員会で重点的に精査し、評価基準を基に評価付けに反映し研究費の傾斜配分を実施した。

学内研究発表は、図書館閲覧室で一般公開し並行して新たに研究成果発表会を講義室で実施した。また、学外では「2019 年度教員展」を開催し、各教員の研究に基づいた発表や移転を意識した作品展を初めて電気文化会館で行った。これにより、教員は研究への取り組みに一層力を入れ、成果が生まれている。

令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により学外では行わず、学内での研究発表を講義室で実施した。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、法令若しくは学内諸規程に違反する行為の早期発見及び是正のために、『学校法人同朋学園内部通報並びに通報者保護に関する規程』を定め、不正の防止と法令遵守に努めている。また、教育研究においても『名古屋造形大学における公的研究費補助金の取扱いに関する規程』、『名古屋造形大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程』によって、不正行為を防止するとともに高い倫理性を保持し、適正な研究活動が行われるように取り組んでいる。

研究倫理は、研究者一人ひとりの常日頃からの心掛けに負うところが大きいですが、本学としても、常に研究者にその重要性を自覚させておくために、毎年 1 回、学園の研修会として全研究者参加の研究倫理研修会を開催している。本研修会においては、研究倫理を巡る最近の動向や研究者として守ることについて研修を行っており、科学研究費補助金の申請のみならず、本学の研究費の申請・使用においても不正行為の防止につながることで、必ず受講するよう義務化している。

より厳格な研究倫理の確立に向けた取り組みとして、研究、教育に従事する者が、その研究、教育、社会的活動の推進につき、倫理的配慮への妥当性を審査することを目的として、令和 2（2020）年度に倫理委員会規程を制定した。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費の種別は、一般研究費（個人研究費）と特別研究費があり、専任教員・助手の研究を奨励するために助成を行って、予算枠の中で傾斜配分を行っている。

一般研究費（個人研究費）については、専任教員基本枠として一人 10 万円、研究旅費枠として 8 万円、傾斜配分枠として 38 万円を設定し、最大 56 万円の助成を受けることができる。また外部資金獲得に向けて、科学研究費の応募の主たる研究者に申請で 5 万円、採択で 5 万円を設定し科学研究費の申請を促している。この科研費申請・採択分を入れると、最大 66 万円の一般研究費の獲得ができる構成としている。なお助手については一律 5 万円の助成である。

特別研究費については、予算枠として 230 万円とし個人又はグループによる申請も可能としている。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

競争的外部資金の獲得状況は、令和元（2019）年度2件申請したが、採択されなかった。申請・採択において今後の課題である。芸術分野での採択は非常に厳しいという考え方がありつつも、視野を広げ申請内容の見直しと意識改善も含め、急務である。毎年SD研修会で独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究助成企画課に依頼し、科学研究費助成事業について研修会を行っているが、今後も継続して申請内容を分析しながら申請・採択増やしていくよう改善していく。

[基準4の自己評価]

組織規程において学長の職務を明確化し、副学長の配置、執行部体制と協働することにより権限を適切に分散させることで学長の教学マネジメントにおける補佐体制を整備している。これにより学長は適切にリーダーシップを発揮している。そして、教授会は、教育研究活動に関する事項の審議において組織上の位置付け及び役割が明確になっている。

教員の採用については、教育目標、教育課程に則した採用、昇任等が規程に基づき適正に行われており、教員配置においては、大学設置基準を上回る人員を配置している。

職員の資質・能力の向上に関する取組として、SDの実施方針・実施計画に基づいて毎年SD研修を実施し、研修を通じて得た知識や技能を日常業務における事務の遂行の効果を得ていることは評価に値する。

研究倫理の確立と運用に関しては、関係規程に基づいて適正に研修も行っており、これまで問題となる事案は発生していない。

教員の研究活動への資源配分については、個人研究費に加え特別研究費についても研究予算枠の中で傾斜配分査定して、研究費を必要とする教員に適切に配分して研究活動を支援しており、意識の高揚につながっている。

以上のことから本学は、組織の整備と職能開発が適切であり基準4の教員・職員基準を満たしていると評価できる。

基準5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園の経営は、建学の精神「同朋和敬」に基づき、「学校法人同朋学園寄附行為」（以下、「寄附行為」）第3条に掲げる「教育基本法及び学校教育法に従い、親鸞聖人の同朋和敬の精神による学校教育を行い、いのちを尊ぶ人間性豊かな人材を育成すること」を目的

として、適正に運営されている。私立学校法に従い、自主性を重んじ、公共性を高めることによって、学園の健全な発達を図り、将来にわたって建学の精神を伝えていくという使命を達成するために、規律ある安定した経営の維持に努めている。

本学園は「寄附行為」第 16 条に定める理事会を最高意思決定機関として置き、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、監事 2 人を置き、理事会、評議員会、常任理事会に陪席して適宜意見を述べるほか、学校法人の会計監査を実施する監査法人や内部監査室とも連携し、「学校法人同朋学園監事監査規程」（以下、「監事監査規程」）に従って、監査業務を果たしている。学校法人与理事の間の利益相反については、「寄附行為」第 16 条第 13 項に「理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない」と規定している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現のため、本学園に理事会及びその諮問機関として評議員会を設け、さらに理事長及び常任理事をもって組織する常任理事会を設置している。常任理事会は、「学校法人同朋学園寄附行為細則」第 8 条に定める事項について審議決定する。これらの会議で協議策定された「中期計画」に基づき毎年度の「事業計画及び予算」を決定し、これにより目的実現に向けた業務執行が行われている。この「事業計画及び予算」は、決算時に「事業の実績及び決算書」として常任理事会及び理事会、評議員会にて審議報告され、当該年度の実績についてチェックを受けている。また、三大学長と高校長による「教育懇談会」など適宜懇談する機会を設けながら、教育・研究上の課題、共通教育科目の共同開講、私立大学等改革総合支援事業、高大連携等の議論などを行い、経営改善の努力をしている。

◎教育懇談会開催日 令和 3 (2021) 年度 全 1 回 2021 年 6 月 14 日

なお、「財務情報」ならびに学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定されている「教育情報の 9 項目」、及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定されている「教員の養成の状況に関する情報の 6 項目」については、大学のホームページで公表している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境に配慮した取組として、名古屋市の「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、「地球温暖化対策計画書」を策定し届け出をしている。これに従って、節電対策、クールビズ等を実施し、電力会社との契約を見直すなどして、エネルギー使用量の抑制に努めている。大規模災害に対する危機管理体制としては、「学校法人同朋学園消防計画（大規模災害対応型）」を策定し名古屋市に届け出をしている。これに基づき、自衛消防組織を編成している。また、耐震化、バリアフリー化を実施した学園の建物は、地域の防災拠点として名古屋市の避難所に指定されており、災害時避難所設置用間仕切りセットや食料をはじめ、名古屋市の防災備蓄物資の保管管理を引き受けている。その他学園独自でも水や毛布など防災備蓄物資を備えており、学生はもとより地域住民の安全にも配慮している。

教育研究活動及び大学運営の公正の確保並びに学生・教員・職員等本学で学び働くすべての者の利益の保護を目的として、「名古屋造形大学におけるハラスメントの防止等に関す

る規程」を設け、ハラスメントの防止及び排除のための措置、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置を講じている。また、「学校法人同朋学園個人情報保護に関する規程」「学校法人同朋学園教職員安全衛生管理委員会内規」に従い、個人の権利や安全に配慮した組織運営に努めている。内部通報及び通報者保護に関しては、「学校法人同朋学園内部通報並びに通報者保護に関する規程」に基づき、適正に運用している。

令和 2 (2020) 年度は学園を経営していく上で、新型コロナウイルス感染対策が不可欠な年度だった。学園として理事長を本部長とし、各機関の長を構成員とした「新型コロナウイルス感染対策本部」を立ち上げ会議を開催した。

◎新型コロナウイルス感染対策本部会議日程 令和 3 (2021) 年度 全 5 回

4 月 9 日、24 日、30 日、5 月 14 日、8 月 25 日

新型コロナウイルス感染対策を機に制定した「緊急事態対策規程」に則り、緊急時における危機管理体制づくりに備えた。

また、学園として医療機関と連携し、接種券が届いていない者も含めワクチンの職域接種を可能とし、学生および教職員へ接種を呼びかけ、感染拡大防止に努めた。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き経営の規律と誠実性を維持していくため、運営に関連する法令に従って諸規程の整備を進めるだけでなく、ガイドラインなどの改定にも対応して見直しを進めるとともに、学園運営の中でより実効性のあるものとするために、必要な改正を行っていく。学園の危機管理については、大規模災害に備えたキャンパスづくりを目指して、防災対策を引き続き検討していくとともに、戦略的な危機管理体制の構築に向けて取り組んでいきたい。情報公開は、よりわかりやすい情報提供を心がけ、引き続き推進する。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、「寄附行為」により学園の最高意思決定機関として位置付けている。理事会は、「寄附行為」第 5 条及び第 6 条に規定する理事 18 人をもって組織される。また、「寄附行為」第 15 条第 7 項により、理事会には監事 2 人が陪席し、法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について意見を述べることとしており、適切に機能している。理事の構成及び選考については、「寄附行為」第 6 条において第 1 号理事（真宗大谷派の役職者のうちから理事会において選任した者）5 人、第 2 号理事（所属長及び学園事務局長）6 人、第 3 号理事（評議員のうちから評議員会において選出し、理事会において選任した

者) 3 人、第 4 号理事(学識経験者又は功労者のうちから理事会において選任した者) 4 人、合計 18 人と規定されており、選任にあたっては規程通り運用されている。

理事会は、1) 予算・決算、2) 長期の借入金、3) 基本財産の取得・処分、4) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄、5) 合併及び解散、6) 寄附金募集、7) 寄附行為の変更、8) 学部・学科の設置または廃止、9) 授業料の改定、10) 学則変更(定員の増減を含む)等、学園運営に関する重要事項について審議決定する。開催にあたっては、「寄附行為」第 16 条第 10 項において、理事総数の過半数の出席が無ければ開催及び決議することができないとしているが、同条第 11 項により、「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」と規定している。また、同条第 12 項により「理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」としており、学園の意思決定については、私立学校法に基づいて適切に規定し、運営している。

理事会の開催日は、毎年 3 月、5 月、12 月を定例としている。なお、必要がある場合は、その都度理事長が召集し臨時に開催するため、意思決定の適時性についても問題がない。

また、学園には常任理事により構成される常任理事会を置いており、概ね月 1 回開催している。「寄附行為」第 19 条において、「常任理事会は、法人の業務に関する重要事項以外のもので、あらかじめ理事会において定めた事項について審議決定する」とし、別途「学校法人同朋学園寄附行為細則」第 8 条において規定している。具体的には理事会が委任した事項、理事会に提案する事項、日常の業務執行に必要な事項等を審議決定することとしており、理事会機能の円滑化、合理化、迅速化を図っている。

令和 3(2021)年度における理事会開催日程及び出席状況は図表 5-2-1 のとおりである。出席状況は良好で、適切な意思決定が行われている。

○図表 5-2-1 令和 3(2021)年度理事会の開催

理事会開催日	理事			出席率	監事出席
	現員	出席	欠席		
2021 年 5 月 25 日(火)	18 人	18 人	なし	100%	2 人
2021 年 6 月 30 日(水) 臨時	18 人	18 人	なし	100%	1 人
2021 年 8 月 11 日(水) 臨時	18 人	17 人	1 人	94.4%	2 人
2021 年 10 月 22 日(金) 臨時	18 人	17 人	1 人	94.4%	1 人
2021 年 11 月 29 日(月) 臨時	18 人	17 人	1 人	94.4%	1 人
2021 年 12 月 21 日(火)	18 人	17 人	1 人	94.4%	1 人
2022 年 2 月 7 日(月) 臨時	18 人	16 人	2 人	88.9%	1 人
2022 年 3 月 18 日(金)	18 人	15 人	3 人	83.3%	1 人

(3) 5-2 の改善・向上方策(将来計画)

理事会・常任理事会の戦略的意志決定機関としての機能性を高めるために、中長期計画や経営戦略についての効果的なマネジメントを行うように、理事会・常任理事会の運営方策を引き続き改善していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学長は、教学部門の最高責任者であると同時に、大学を代表し「寄附行為」第 6 条 2 号により理事として、同第 16 条により理事会構成員として規定されている。また、同第 19 条により、常任理事及び常任理事会構成員として規定している。

5-2 において述べたとおり、理事会は、毎年 3 月、5 月、12 月を定例として開催し学園運営に関する重要事項について審議決定する。常任理事会は概ね月 1 回開催され、理事会が委任した事項、理事会に提案する事項、日常の業務執行に必要な事項等を審議決定することとしており、理事会機能の円滑化、合理化、迅速化を図っている。一方、教学部門の意思決定は学部においては教授会、大学院においては研究科委員会でそれぞれ学長が意見を聞き決定する。また、必要に応じて常任理事会、理事会へと提案され、審議決定される。

学長は、法人及び教学部門のそれぞれの意思決定に携わり、常任理事会や理事会においては大学における決定事項等について提案、説明、報告し、また、理事会、常任理事会において審議決定された事項について教授会及び研究科委員会で説明、報告する。一方、事務職員については、事務部長が主宰する事務ミーティング等で教授会及び研究科委員会における審議及び報告事項の共有が図られている。また学園事務局長、大学事務部長、各センターの管理職で構成する「事務協議会」を通して、理事会及び常任理事会の内容、喫緊の課題等について共有が図られ、情報が伝達されるようになっている。これにより、法人と教学部門及び各部門間の情報共有と円滑な連携、運営が図られている。

教職員の提案等をくみ上げる仕組みについては、年に 1 回の理事長・所属長面接をはじめ、随時所属長が理事長に面談を申し込む事前相談等が用意されている。

◎事務協議会 全 13 回

2021 年 4 月 20 日、5 月 18 日、6 月 22 日、7 月 13 日、8 月 5 日、9 月 7 日、
10 月 19 日、11 月 19 日、12 月 14 日、2022 年 1 月 21 日、2 月 22 日、3 月 8 日、28 日

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園ガバナンスとしては、「寄附行為」第 5 条に基づき 2 人の監事を置き、同第 15 条及び「監事監査規程」に基づき、法人の業務監査及び会計監査等を実施し、必要に応じて助言、勧告を行っている。選任については同第 7 条により、「この法人の理事、職員（学長、校長、園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定しており、規程通り適切に選任されている。

監事は、「寄附行為」第15条第7号により「この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること」としており、学園の最高議決機関である理事会はもちろんのこと、常任理事会及び評議員会においても陪席することとしている。このことから理事会に対するチェック機能は適切である。

また、「寄附行為」第20条により本学園に評議員会を置いている。構成員となる評議員37人の選任については同第24条により規定されている。評議員は同条第1号から第6号に定め、第6号に定める評議員を除いて全て理事会の選任又は互選としており、規程通り適切に選任されている。

評議員会は、毎年3月、5月、12月を定例として開催し、必要がある場合はその都度理事長が召集し臨時に開催している。評議員会は、「寄附行為」第22条により(1) 予算及び事業計画、(2) 事業に関する中期的な計画、(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）、(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、(6) 寄附行為の変更、(7) 合併、(8) 目的たる事業の成功の不能による解散、(9) 寄附金品の募集に関する事項、(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないと規定しており、規程通り理事会と連動して開催している。また、「寄附行為」第23条においては、「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」としている。評議員の構成員には教学部門の教職員も含まれており、「寄附行為」に基づき適切に開催され、チェック機能を果たしている。令和3(2021)年度における評議員の評議員会出席状況は図表5-3-2のとおりで、出席状況は適切に機能している。

○図表5-3-2 令和3(2021)年度評議員会の開催

評議員会開催日	現員	出席	欠席
2021年5月25日(火)	37人	34人(7人)	3人
2021年6月30日(火)	37人	33人(9人)	4人
2021年12月21日(火)	37人	34人(5人)	3人
2022年3月18日(金)	37人	32人(6人)	5人

*出席の項における()は意見書による出席で内数。

また、理事長の命を受けて学園の業務と会計の適法性と合理性の観点から点検を行うことを目的に、業務監査及び会計監査を行う内部監査室を設置し、原則毎事業年度1回の定期監査と理事長が必要と認めた時に行う臨時監査を実施している。監査後は、監査報告書を作成し理事長に報告し、必要に応じて常任理事会へ報告することとしている。法人と教学部門との相互チェック機能が働いている。

(3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

本学園は、理事長のリーダーシップのもとで、教学の責任者である学長と連携協働して

経営課題に取り組んでいく体制を構築している。『学校法人同朋学園学長規程』第9条では常任理事会による学長の業務執行状況の確認と理事会への報告を定めており、経営計画の実行結果を検証し、新たな経営改善に反映できるように努めていく。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

本学園は、理事長のリーダーシップのもとで、教学の責任者である学長と連携協働して経営課題に取り組んでいく体制を構築している。『学校法人同朋学園学長規程』第9条では常任理事会による学長の業務執行状況の確認と理事会への報告を定めており、経営計画の実行結果を検証し、新たな経営改善に反映できるように努めていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

「学校法人同朋学園中期計画-2020年度～2024年度」を作成し、これを元に令和2（2020）年度の事業計画の作成と予算編成を行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園は、安定した財務基盤の確立のため、収入超過の予算決算を行い、内部留保を厚くして積立不足の解消を図るため、平成25（2013）年度に「施設設備引当特定資産の基本方針と運用要項」を定めて、毎会計年度に減価償却相当額を他の支出に優先して積み立てることとした。学園の財務状況は学生生徒等納付金と補助金によりおおむね良好な状況であるが、毎年人件費・経費等の見直しを行っており、2021年度の学園全体の経常収支差額は13億6,966万円の収入超過となった。名古屋造形大学の経常収支差額は、多額のキャンパス移転経費が発生したことから支出超過となったが、減価償却相当額の特定資産への積立は計画どおり行っている。借入金の返済と積立計画をともに実行する資金計画を立てて将来に備えている。また、令和3（2021）年度の補助金として教育改革を進めた結果、私立大学等改革総合支援事業のタイプ1「特色ある教育の展開」に令和2（2020）年度に引き続き選定された。新規として文化庁の文化芸術振興費補助金（大学における文化芸術推進事業）に採択され、新たな補助金確保にも尽力した。

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分平成27年度版」によれば、経常収支差額比率10%以上、積立率100%以上が優良な経営状態A1と区分されている。安定した財務基盤を確立のため、引き続き定員充足率100%以上を

目標とした学生数の確保や積極的な補助金・助成金の獲得に努める。人件費の抑制、経費の見直しに継続して取り組むとともに、効率の良い経営に取り組んでいく。そのためには、計画的・効率的な予算の立案と予算管理が重要である。中長期的なキャンパス施設計画の検討にあわせ、減価償却相当額の積立と第2号基本金の積立を計画的に実行していくことが課題である。また、私立大学等経常費補助金の増額にも積極的に取り組み、成果を出していきたい（令和3（2021）年度は、581大学中482位で総額約7,726万円であった）。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

「基準項目5-5を満たしている。」

(2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準、「寄附行為」第5章第27条から第40条、「学校法人同朋学園経理規程」「学校法人同朋学園経理規程施行細則」に従って、適正に実施している。会計処理の正確性を保障するため、会計管理システムを導入している。会計処理をより適正に実施するために、現在各機関での会計伝票チェックに加えて、本部担当者、本部責任者によるチェックを行っている。会計管理システム上、全ての会計伝票について本部責任者の承認がないと、出納データや帳簿データへ会計伝票が取り込まれないシステムとなっている。

予算については、毎会計年度に「事業計画及び当初予算編成に伴う基本方針」を定め、「事業計画及び当初予算編成に伴う留意事項」によって具体的な予算編成指示を行っている。予算は寄附行為に従い3月の理事会・評議員会で決定されるが、その後4月の入学生確定と人事異動による人件費の確定を受けて、直ちに見直しを行うようにしている。事業計画の変更等とあわせて、見直しの結果と10月の人事異動による人件費の確定を受けて、補正予算編成の指示を行い、12月の理事会・評議員会で補正予算が決定される。また、決算時には、科目間流用や予備費の支出を行っている。決算については、監事及び監査法人による監査を受けた後、監事の意見を付して5月の理事会・評議員会に報告される。事業報告書及び監査法人の意見書を付した決算書は、6月に学園のホームページに情報公開される。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、「私立学校振興助成法」第14条に従い、「学校法人同朋学園経理規程」第9章の定めに従って、適法にかつ厳正に実施されている。監査法人については5年ごとに見直しを行っている。令和3（2021）年度会計は、以下の日程で監査法人による監査が実施された。

2021年2月15日、16日 期中監査

4月1日 現金預金等確認実査

4月19日、20日、21日、22日、23日 期末監査

6月29日 監査講評

10月8日、12日、14日、15日 期中監査

また、監事による監査は「寄附行為」第14条及び「同朋学園監事監査規程」に基づき、業務活動が法令並びに学園の建学の精神及び諸規程に基づいて正しく行われているか、会計処理の適否、会計記録の正否及び財産保全状況の適否等について、監査を実施している。令和3（2021）年度決算監査については、以下の日程で実施された。

2021年5月14日 常任理事会監事監査、常任理事会監事監査報告書提出

5月25日 理事会及び評議員会監事監査結果報告

6月29日 監査講評

内部監査室監査については、「学校法人同朋学園内部監査規程」に基づき、学園の業務監査と会計監査を適正に実施している。内部監査室による令和3（2021）年度の定期監査については、以下の日程で実施された。

同朋大学 2021年6月～10月書面監査、2021年7月21日実査

名古屋音楽大学 2021年8月～9月書面監査

名古屋造形大学 2021年10月～2022年1月書面監査

同朋高等学校 2022年1月～3月書面監査

同朋幼稚園 2022年1月～2月書面監査

監査法人と監事と内部監査室とは、厳正な監査を実施するために、「監査連絡会内規」に従って相互に情報交換を行っている。監査体制として十分な整備がされている。

2021年5月20日 第1回監査連絡会

2022年1月21日 第2回監査連絡会

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、財務会計システムを活用し会計処理の電子化を推進する。また、監査を通じて指摘されている事項について改善を進め、より適正な会計処理ができるよう見直しを行うとともに、誤謬や不正行為の防止に向けて引き続きチェック体制を強化していく。

【基準5の自己評価】

本法人の経営・管理においては、学校教育法等の関連法令をはじめ「寄附行為」及び諸規程に基づき、最高意思決定機関である理事会の下に評議員会や常任理事会を置き、理事長、学長のリーダーシップの下、機能的、効率的に運営されている。

会計については、「学校法人会計基準」および本法人が定める「学校法人同朋学園経理規程」「学校法人同朋学園経理規程施行細則」に則り、会計処理は適正になされている。さらに監事監査、監査法人による会計監査、内部監査室による定期監査を通じてチェックは厳正に行われている。

また、透明性を図るべく、必要な情報公開はホームページで実施している。

これらのことから基準5は満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、本学学則第 1 条にある「親鸞聖人の同朋和敬の精神を呈し、造詣に関する学術の中心として広く知識を授け、深く専門の技能・理論及び応用を教授研究し、もって豊かな想像性を備えた有為な人材を育成するとともに、人類文化及び社会の福祉に貢献することを目的とする」ことは、美術、デザイン、マンガ、アニメなど多方面の芸術表現を専門とする「造形」の専門教育に則しているものと考えている。

本学の活動実績や計画の評価については、「名古屋造形大学大学評価委員会規程」が施行されており、「大学評価委員会」を組織している。

大学評価委員会は、自己点検・評価の基本方針、実施計画、実施結果の取り纏めを含め、自己点検・評価に関する重要事項について、本学の教育研究水準の一層の向上と活性化のために活用している。

直近では、平成 28（2016）年度に認証評価を受審した。受審結果についてはホームページ等で公表している。その後毎年自己点検を行い、自己点検評価書を作成している。自己点検・評価活動で明らかになった課題等は大学もしくは学科が直面している課題と捉えることができる。日常的に行われる教育研究活動と自己点検・評価活動の関連性を高め、責任体制を明確にすることができている。

さらに、教員の自己点検として、『学校法人同朋学園大学教員評価制度』の運用を実施しており、学園内の専任教員には、評価制度実行委員会によって定められた評価基準に基づく自己評価を定期的に委員会に提出することが義務づけられている。

また、同朋学園内部監査室によって、本学の各組織の規定に基づく運営等についても内部監査を定期的実施し、その結果について公正な提言を行うなど、内部質保証に取り組んでいる。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための恒常的な組織として大学評価委員会を設置し、学長をトップとする責任体制の下で、本委員会が中心となって実効性のある点検・評価活動を全学的に推進している。

本委員会は、学科、研究科の点検・評価は、各委員に学部長、領域長ほか主要な役職者が所属していることから、改善・向上方策に係る取組の実施決定も円滑に行われる環境が整っている。しかし、中期計画に基づく事業計画などの取組みについて、教職員が共通の理解をもって組織的に実施していく必要がある。今後も教職員への周知と理解を徹底し、その先頭に立って事業計画の円滑な履行を推進していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の自己点検・評価報告書は、本編・データ編ともに日本高等教育評価機構の評価基準に準拠して作成されており、報告書の記述も各種データ及び根拠資料に基づいてなされている。報告書を作成するにあたっては、執行運営委員会の中心メンバー等が大学評価委員となり、実質的な作業部会として機能する。委員は分担で、関係各部署の部長・課長との連携のもとに点検を集約し、事務部長がこれを取りまとめ、学園本部とも連絡をとりながら、各種データや規程等の根拠資料を照合し編集作業を行っている。委員全員で校正や内容を含め最終的な確認を行っており、自己点検・評価の根拠、作業の手続きにおいて、客観性や透明性は十全に確保されているものとする。

また、現状把握のために必要な調査とデータ収集及びその分析は、学内の関連部署が、それぞれ必要に応じて行い、調査した結果をまとめ活用している。今後も有効な情報収集とその活用を行ったうえで戦略や構想を立案していくことになる。

学内共有と社会への公表においては、定期的実施されてきた授業アンケート結果を年度ごとにファイルし、教職員・学生が閲覧できるよう事務エリアのカウンター及び図書館に配置している。

また、認証評価を受審した自己点検・評価等の結果は、学園広報誌『Campus Report』や本学ホームページに掲載してステークホルダーと共有し、社会に公表している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

名古屋造形大学の現状把握のために必要な調査とデータ収集及びその分析は、学内の各事務部署および入試・広報センターやキャリア支援センターなどの関連部署が、それぞれの必要に応じて行っている。オープンキャンパスでは参加者(学生および保護者)へのアンケート調査、新入生にはキャリアデザインのための適性調査、在学生の意識調査、学生の授業への出席状況の把握など、各種の調査・アンケートは随時実施されている。それらの結果は各部署において集計・分析され、入試委員会、学務委員会（教務部会）、学務委員会（学生部会）をはじめとする各種委員会、各系会議で検証を経て、執行運営委員会や教授会でさらに討議される。本学のアドミッションポリシーにふさわしい入学生をより多く安定的に獲得する戦略や、在学生にとってより満足度の高い大学づくりを構想するうえでも、現状の十分な調査と基礎データの収集と分析は必須と認識している。

また「学校法人同朋学園 IR 室規程」が 2018（平成 30）年に施行された。教育研究、財務、経営等に関する大学等の活動について情報の収集及び分析を行うもので、理事長の下で大学の意思決定を支援するための調査研究を行うことを目的としている。

本学においても学長指名により入試・広報担当職員をIR担当に命じ、外部研修の受講を含め分析等の業務を行っている。

学生の学修活動については、「学修行動調査」、「学生生活に関するアンケート」、本学ディプロマ・ポリシーの観点に基づく各学期に実施する「学生による授業評価アンケート」によりデータを収集し分析を行っている。さらに出欠管理システムにより授業参加状況のデータを蓄積している。

以上のように、本学の教育活動を的確に捉えるために多面的な情報の収集と分析をしていることから、学校教育法第109条、学校教育法施行規則第166条、大学設置基準第1条、大学院設置基準第1条を遵守し、内部質保証のための自己点検・評価を行う上で十分な調査・データの収集と分析を行っているといえる。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の活動実績や計画を定期的にチェックし現状を確認することで、将来の改善・向上につなげていくことが目的である。これに加え、学生・教職員をはじめとする大学の関係者はもちろん社会への説明責任として、分かりやすい内容で積極的に発信し続けることも重要な目的であると考え。情報発信においては、内容の客観性・適切性を確保しつつ、より分かりやすく理解してもらえよう、自己評価の根拠となるエビデンスの活用スキルの向上を図っていく。

また、同朋学園IR室との協働も図りながら機能を充実させていき、内部質保証のための自己点検・評価活動を進めていき、さらに客観的な評価を行えるようにしていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の自己点検・評価制度において、自己点検・評価委員会の主な委員は、執行運営委員会や御領域長を中心として構成された大学評価委員であり、教育研究事業の執行の責任者である。学長、副学長、学部長、研究科長、各領域長が事業執行の責任者として、事業計画(Plan)の立案を行い、実際の事業執行(Do)、自己点検評価書の執筆者として自己点検・評価を行う(Check)。これを受けた学長、副学長、学部長、研究科長、学務部長（教務担当）、学務部長（学生担当）、入試・広報センター長補佐等で構成される執行部会議において、次年度の事業の改善を計画する(Action)。以上のようにPDCAサイクルが構築されており、適切に機能している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価のための調査や、アンケート等のデータ分析とその活用については、それらが大学の将来構想により有効に活かせるよう、個々の担当部署で、いっそう緻密な検討や改善を重ねる必要があると認識している。自己点検・評価の結果は学内には十分共有されているが、社会への公表という面ではまだ改善の余地が残されている。具体例をあげれば、授業評価アンケートの総括をより広範囲にわたって公表する、受験生などにもアクセスしやすい形でウェブ上にデータを開示する等、より透明度の高い、柔軟性のある情報公開を目指す。

【基準 6 の自己評価】

本学は大学評価委員会規程を制定し、全学的に自己点検・評価活動に取り組むために大学評価委員会を組織し、学長のリーダーシップの下、教職員の協働を通じて各部署の課題を共有し、日常業務の PDCA を展開している。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携の推進

A-1. 建学の精神に基づいた地域連携の取り組み

A-1-① 社会交流センターの開設と役割

A-1-② 地域社会との連携事業

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 社会交流センターの開設と役割

社会交流センターは、建学の精神「同朋和敬」に基づき、地元企業からの産学連携の要望に答えるかたちで平成 20（2008）年に開設された。センター長 1 名、専属職員 1 名で構成され、地域連携を実施している。また学生が産学連携事業に積極的に参加できるよう平成 30（2018）年度から選択授業の「プロジェクト科目」を設定し、全学年を問わず参加できるよう改善している。

A-1-② 地域社会との連携事業

令和 3（2021）年に行った事業は以下の通りである。

●こまきこども未来館（情報表現領域）

昨年度に続きデジタルラボ 1・2 のふたつの部屋にインタラクティブコンテンツを展示している。イベントに合わせてコンテンツを変えたことで評価を得ている。

●博物館明治村（情報表現領域）

夏のイベントのひとつ「五十五の金魚盆」に於いて、美術作家の深堀隆介氏が描いた金魚を映像化、動き回り、触れると泡になって消える、また風景が変わるインタラクティブコンテンツを制作した。

●栄光時計（空間作法領域）

同社企画の宝石展示即売会に向けてジュエリーデザインを制作した。

●株式会社デコレコーポレーション（空間作法領域）

カタログ通販を中心としている会社の雑貨デザインを制作し 1 点を商品化。

●株式会社 I. Y. O（美術表現領域・映像文学領域・情報表現領域）

芸能プロダクションに所属しているグループが歌うミュージックビデオの制作。

●犬山商工会議所（映像文学領域）

犬山市の桃太郎伝説にちなんだ桃太郎キャラクターデザインの制作。

●株式会社シバース（情報表現領域）

令和3（2021）年10月から開催された2020年ドバイ万博於いて上映する、日本をアピールするための映像を制作。

●愛知トヨタ自動車（情報表現領域）

名古屋市昭和区にあるオートタウンキッズパークに於いてX'masイベントとしてプロジェクトマッピングの上映。

●(有)長井紙工（空間作法領域）

抗菌、撥水加工したダンボールを使用したペット用商品の開発。1点が商品化され令和4（2022）年2月に発売予定。

●三越栄店・デジタルサイネージ設置（情報表現領域）

名古屋栄にある三越栄店にて、インタラクティブサイネージを店頭玄関に設置。

●八百津町役場（映像文学領域）

リーフレットやロゴマーク、パッケージデザインなどを通して町おこしプロジェクトを行い、活性化に貢献している。

●小牧市（美術表現領域）

小牧市と連携し、こども対象の親子で楽しめる日本画講座「～和の美～日本画を扇のかたみに描こう！」を開催した。

●高蔵寺グリーンパーク（美術表現領域）

春日井市と連携し「緑と花のフェスティバル」において季節の美しい植物をモチーフに日本画基礎講座を開催。市民の文化講座を公共施設で開催依頼を受けた。

●春日井市（美術表現領域）

春日井市のシンボル・サボテンを公園のシーソーへ描くことの依頼を受け、市民の憩いの場の美化環境整備に貢献した。

●株式会社サンゲツ（空間作法領域・映像文学領域）

デジタルグラフィックを用いたインテリア商材のデザイン開発、および商品化の提案。令和4年（2022年4月）12点を発売予定。

●八百津町／佐々木建築株式会社（映像文学領域・空間作法領域）

岐阜県の林業再生を目的に、岐阜県産木材を使用した「小さな家」のデザイン開発、および商品化の提案。

「小さな家」のパンフレットデザイン編集までを行っている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

A-1-① 社会交流センターの開設と役割

これまで、各連携事業について滞りなく順調に実施している。名城公園キャンパスへの移転を踏まえ、造形カレッジをはじめ、進行中の産学連携事業、新規案件をどのような体制で継続、そして発展していけるか検討を行う必要がある。また、移転に伴い同朋大学、名古屋音楽大学との一層の連携が可能になる。新しい連携の形を模索していく。

A-1-② 地域社会との連携事業

平成 30（2018 年）年度から選択授業の「プロジェクト科目」を設定し、教員と学生が集中して地域連携に取り組む時間を設けたが、令和 2（2020）年度よりコース制から領域制に移行していき、領域に所属する教員が主宰するスタジオでプロジェクトに取り組むことができる。地域連携事業と各スタジオを繋げる社会交流センターが重要な役割を担っていくため、一層の情報共有と成果物の発信をしていく必要がある。

[基準 A の自己評価]

メナード美術館との「共催プログラム」を始め、社会人向け講座「名古屋造形カレッジ」等の社会人の方との交流がコロナ禍で中止となり、活動が出来なかったが、産学連携プロジェクトでは、対策を考えながら、多数の地元企業とのコラボレーションを実践しており、学生にとって研究の実践の場、企業との交流の場として大いに機能している。

基準 B. 国際性

B-1 海外提携大学との学術協力交流

《B-1 の視点》

B-1-① 国際交流活動の概要

B-1-② 国際交流展「TRANSIT」の取り組み

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 国際交流活動の概要

本学は、国際交流に積極的な大学として、海外の提携校との間に交換留学協定を結んでいる。アメリカのカーネギーメロン大学、ドイツのワイマール・バウハウス大学、オランダのフローニンゲン・ハンツ大学アカデミー・ミネルヴァ、イギリスのハートフォードシャー大学、香港バプティスト大学、フィンランドのオウル工科大学に加えて 2019 年度に国立台湾芸術大学と新たに協定を結んで、計 7 大学と交換留学生の送り出しと受け入れが可能となった。さらに台湾の南台科技大学、アメリカのボイシー州立大学、中国の大連民族学院、ベトナムのハノイ建築大学等とも国際交流協定を結んだ。国際交流センターが、これらの海外提携大学との交流の窓口となっている。

海外の大学との交流は、他に、平成 13(2001)年度にはじまった「TRANSIT」(通過の意)

と名付けられた国際交流展を以降ほぼ毎年継続して行ってきたことが、特筆すべき実績としてあげられる。

本学は、平成13(2001)年よりヨーロッパ、アメリカ、アジアの多くの大学とこの国際交流プロジェクトを実現してきた。学生による大学間の交流を目的とし相手校を迎え入れ、あるいは相手校を訪問している。最近では、2019年に香港バプティスト大学にて展覧会を開催した。この経験が次世代の創造、創作をする人材育成を目指す独自の交流の環となっている。

また、このTRANSIT国際交流展がきっかけとなって、留学に興味を持ち、短期交換留学に参加する学生や正規に留学する学生へと広がっていき、グローバルなアーティスト志向が芽生え、トリエンナーレのアーティストとして選ばれた卒業生も複数いる。海外のレジデンスや海外で活躍する卒業生も輩出している。また、協定締結前にTRANSITを行った相手校とは、デュッセルドルフ芸術アカデミーとコンコルディア大学を除き、その後交流協定を結び、協定校を増やしている。

さらにTRANSIT以外にも、アメリカのボイシー州立大学との交流プログラムや、メディアデザインコースがあるオウル工科大学との交流プログラムをはじめ、多くの交流を実施している。

B-1-② 国際交流展「TRANSIT」の取り組み

【目的】

学生が交流展の開催を通じ、共催国の学生と言葉の壁を越えて助け合い、生きた交流の構築となることを目的とする。学生自身が交流展に主体的に関わることで、その国々の、歴史、文化、言語、芸術に触れ、様々な不自由と自由に出会い、それが「不足は創造力」という精神的なテーマへとつながっていくことで、人間力を高め次世代の表現者育成の場とする。

【内容】

平成13(2001)年からスタートした国際交流展は、作品がお互いの国々を通過しながら理解を深めるという意味合いが込められて「TRANSIT」と名付けられ、共催大学の学生間の交流を目的とし、それぞれの大学で展覧会を企画開催するスタイルで行っている。交流展を学生主体とすることで、学生自身が他国の学生とコミュニケーションをとり、異文化に触れながら1つの展覧会を協力して作り上げるという、協働、アクティブ・ラーニング、PBLなどの教育的要素をすべて包括し、次世代のアーティスト、さらにはグローバルな視点を持つ国際的に活躍できるクリエイターへの育成となるような実践の場となった。

なお、平成13(2001)年にドイツのデュッセルドルフ芸術アカデミーと国際交流展を開催し、その後、ワイマール・バウハウス大学(ドイツ)、フローニンゲン・ハンツ大学(アカデミー・ミネルヴァ)(オランダ)、カーネギーメロン大学(アメリカ)など欧米の大学を中心に展開したが、近年は、アジア圏との交流にも注力し、香港バプティスト大学、紅河学院美術学院など交流の範囲を広げている。

芸術作品を集めた展覧会が長年「TRANSIT」の中心にあったが、令和元年度(2019)からそのような企画を継続しながら、デザイン領域の学生がより積極的に参加できるワークショップ型の企画も始めている。学生が自らの作品を海外で発表するだけでなく、日本

と海外の学生が短期間で共同制作を行い、社会貢献を強く意識した作品や企画を作り上げて交流を深める。

また、国際交流展「TRANSIT」を通じ海外の大学と交流を深めたことにより、学術交流協定や、交換留学協定への締結へ発展した大学があったことは大きな成果であった。

(3) B-1の改善・向上方策（将来計画）

国際交流における最大の問題はやはり言葉の壁である。日本語を十分に学習し入学する正規の留学生は問題ないが、短期交換留学においては、語学の問題を克服することは非常に困難である。

まず派遣に関しては、英語能力試験の結果を重視し選考しているが、留学先で授業についていけるだけの英語力となると決して十分とは言えない。一方受け入れの場合も、各国の協定校から受け入れる学生のほとんどは、日本語で十分なコミュニケーションをとることはできず、どうしてもコミュニケーションをとる言語は英語にならざるを得ない。受け入れ先のコースでも、英語で授業に対応できる教員は限られており、これが交換留学の最大の難しさとなっている。

留学生受け入れで期待される効果を十分に得るための改善方法としては、英語で授業が行える教員の確保、授業担当教員の英語習得、あるいは通訳ができるものを授業に配置するなど考えられる。

派遣に関しては、留学を視野に入れた学生に対し、早期から語学の習得を意識させ、選択科目として設定してある語学科目を計画的に履修させるなど、更なる英語力の強化が必要である。

【基準Bの自己評価】

平成13（2001）年よりほぼ毎年、国際交流展「TRANSIT」を遂行してきたが、様々な条件の変化に対応できるようその都度そのスタイルを変えてきた。

この国際交流展「TRANSIT」がきっかけとなって、留学に興味を持ち、短期交換留学に参加する学生や、その後正規留学する学生など、グローバルなアーティスト志向が芽生え、トリエンナーレのアーティストとして選ばれた卒業生も複数いる。海外のレジデンスや海外で活躍する卒業生も輩出している。また、国内の展覧会やイベント企画、文化事業など、地域貢献する者も多い。主体的に考えることや、協働の大切さ、さらには文化の違いに直面し、視野を広げ、問題に対し柔軟に解決策を探り、対応する能力の育成など、学生には絶好の教育の実践現場として、また教員にとっても研究の場として機能している。問題点としては、授業以外でプログラムを行うことの負担、経費の捻出の問題、そして言語の壁によるコミュニケーションの困難さが挙げられる。ただしこれらを克服しながら継続してきたことは、十分評価されると考える。

基準C 他の教育関係機関との連携（高大・幼大連携事業）

C-1. 高校・幼稚園との連携と個性ある取り組み

C-1-①高校・幼稚園との連携

(1) C-1の自己判定

基準項目C-1を満たしている。

(2) C-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

C-1-①高校・幼稚園（保育園）との連携

本学では、(1)高大連携事業及び幼稚園において本学の専門的内容を発揮する取り組みを積極的に行っている。

【同朋高校との高大連携事業】

高大連携事業については、本学への入学実績の多い高校と協議を重ねてきたが、近年とりわけ本学園内の同朋高等学校と密接な連携事業を行っている。

連携事業の内容としては、美術系大学進学に必要なスキルを身に付ける高大連携授業、年3、4回開講する特別講座、また作品コンクールと講評会を連携して行っている。

すべての連携事業に造形学部の教員が特別講師として参加。

高大連携授業については15週間にわたり大学で行う内容に沿ってデザインの分野の基礎となるグラフィックデザイン、プロダクトデザインの授業をそれぞれの担当教員が展開。連携授業終了時に修了証を発行し、名古屋造形大学造形学部に入学期後2単位を認定している。また、美術分野では高校の夏休みにあわせ1週間集中講座を行い、技術、技法を指導している。最終日には生徒が制作した作品の講評を行い描くことの重要性を伝えている。

継続的な高大連携事業により高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の在り方を一体としてとらえ、その円滑な接続と連携のもとに、大学入学者選抜の改善、大学教育の質的転換を進めることを目的とする。

【系列校以外の高大連携事業】

系列校以外の高大連携事業については、東郷高等学校、衣台高等学校と高大連携協定を締結し、美術・デザイン教育の連携授業を行っている。東郷高等学校では、卒業作品展の講評会に本学美術分野の教員が講師として参加。衣台高等学校では、情報ビジネスコースの生徒向けに、本学デザイン分野の教員がパソコンを使用してプロジェクションマッピング、デジタルサイネージを制作する授業を行っている。さらに、高校の研究発表会に参加し、講評、教育についての意見交換を行っている。

高大連携協定を締結していないが、複数の高校と美術・デザイン分野の連携授業を行い美術・デザイン分野の教育発展に寄与している。

例を挙げると、東邦高等学校では、美術分野、杜若高等学校ではイラスト分野、岡崎東高等学校では、デザイン分野、岩倉総合高等学校では、美術・デザイン・アニメーション・映像分野など多岐にわたる授業を展開している。さらに画塾、美術研究所からの依頼も複数ある。全て高校、画塾から直接依頼があり、相手方の教育内容に沿った内容となる様に打合せを行い実施している。

【同朋幼稚園における取り組み】

本学と同学園内の同朋幼稚園と連携しアート体験事業を年3回行っている。

具体的には、保護者参観日に親子での陶芸体験、本学工房を利用するアート工房体験、全園児を対象に最新デジタルファブリケーションで制作した教材を用いてのアート体験を行っている。

本学の技術職員を派遣したり、本学の工房アトリエにて同朋幼稚園教員と協働で教育プログラムの開発、教材の開発、指導を行っている。本学の専門的環境や、最新のデジタル技術、アート体験を通じて子供たちの創造力の可能性を広げ、アートの学びを幼稚園の活動へつなげていく機会となっている。